
令和3年 9 月 宇美町議会定例会会議録 (第3日)

令和3年9月8日 (水曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (13名)

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
8 番 黒川 悟	9 番 脇田 義政
10 番 小林 征男	11 番 飛賀 貴夫
12 番 白水 英至	13 番 南里 正秀
14 番 古賀ひろ子	

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 安川 茂伸
書記 太田 美和 書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木原 忠	教育長 ……………	佐々木壮一朗
総務課長 ……………	佐伯 剛美	危機管理課長 ……………	藤木 義和
財政課長 ……………	中西 敏光	まちづくり課長 ……………	原田 和幸
税務課長 ……………	松田 博幸	会計課長 ……………	瓦田 浩一
住民課長 ……………	八島 勝行	健康福祉課長 ……………	尾上 靖子
環境農林課長 ……………	工藤 正人	管財課長 ……………	矢野 量久

都市整備課長 …………… 安川 忠行 上下水道課長 …………… 藤井 則昭
学校教育課長補佐 …… 入江 和美 社会教育課長 …………… 飯西 美咲
こどもみらい課長 …… 太田 一男

10時00分開議

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に、本日の議事日程第3号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って、質問をお願いします。

通告番号1番。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） おはようございます。11番、飛賀貴夫です。

本年8月11日から停滞する秋雨前線の影響で、北部九州及び西日本を中心に記録的な大雨が降り、全国各地で土砂災害や水害による被害が相次いで発生しました。この災害により犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、コロナ禍において避難生活をされている方々、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

当町においては、去る8月18日午前9時35分前後に、ひばりが丘二丁目地内ののり面崩壊が発生し、のり面の土砂が生活道路に流入し、災害現場の状況からして、危うく大惨事を引き起こすことになりかねない災害で、人的被害がなく、安堵の胸をなで下したところでした。

連日続いた大雨により、避難所開設に携わっていただいた職員の皆様、災害発生直後から地域住民の安全確保のための避難誘導等、迅速な対応対策や酷暑の中での交通誘導、二次災害防止の応急処置、夜間、雨の中の警備や見回り、可燃物ごみ収集の誘導等、多くの役場職員の皆様、消防団の皆様、土木組合の皆様に、ひばりが丘二自治会及びひばりが丘地区を代表して敬意を表し、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、翌19日の午前中に、国土交通省と福岡県が被災地を視察し、状況を把握され、復旧に向けた検討指導を行うと聞き及んでおり、併せて、避難指示対象範囲の住宅地や団地内道路の安全確認を行っていただき、安全性が担保され、当日16時をもって避難指示22世帯と団地内道路の通行規制が、迅速な対応で速やかに解除されたことに、重ねて感謝を申し上げる次第です。

それでは、通告書に示したとおり、逐次お尋ねいたします。

まず、今回ののり面崩壊の概要と原因究明についてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。

まず、概要でございますが、8月11日から8月17日までの降雨量713ミリによりまして、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線の道路のり面が幅50メートル、高さ19メートルにわたり、造成時の盛土の部分の表層土約1,700立米が崩落し、町道が通行できなくなった状況にあります。

原因についてですが、ひばりが丘団地は昭和56年頃団地造成されまして、約40年が経過しておりますが、これまで災害の発生はありませんでした。造成前の航空写真を確認してみますと、災害が発生した場所については、山の谷あいにはありまして、水が集まる地形になっております。団地造成では、盛土の部分というところになります。

8月の5年間の平均降雨量を見てみますと、平均195.7ミリで、今回、3倍以上の連続降雨量があったことで地下の水位が上昇し、脆弱部からの局部湧水によって生じたのであろうというふうな推測をしているところでございます。この点におきましては、今後のボーリング調査で明らかになると考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、安全対策工法と復旧工事についてお尋ねいたします。

再発防止・安全性の観点から、どのような対策工法を施工されるのか、また、復旧工事スケジュール等をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） ひばりが丘団地につきましては、世帯数1,129世帯、西鉄バスも1日130台ぐらい運行しております。生活道路ですので、一日も早い復旧を目指して、現在、復旧工事をやっておるわけですが、10月末を目標に片側通行ができるように、仮設防護柵や大型土のうなどで対応を取りながら進めていき、表層崩壊の原因である地下水の水位の上昇を抑制するための施設、横ボーリング等や雨水排水の容量を大きくするなどの対策を進めながら、今後あります災害査定により、工法と今後のスケジュールが固まってくると思います。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひとも一日も早い、安全に片側通行ができるよう、鋭意工事を進めていただきたいと願っているところです。

また、以前、災害復旧は現状復帰とお聞きしたことがあります。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 原則現状復旧ということになります。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） そこで、現状復帰となると、こののり面に通路として、災害前のように階段を設置することとなると思いますが、今回ののり面崩壊を契機に、のり面の階段を利用して、児童生徒の通学路は多くの保護者の方が懸念され、階段を設置しても利用させたくないという意見が多く寄せられております。

今回、土砂をかぶった道路には、両側に幅広い歩道が設置されており、保護者の方々からは、その両側の歩道に安全対策を施し整備していただき、通学路として利用したいとの要望が出ており、現状復帰で階段を設置するよりも安全対策を施した歩道を整備したほうが、コスト面でも安価になると思いますし、安全・安心な通学路が確保できると思います。

復旧工事の階段設置については、ひばりが丘地区の住民の方々や児童生徒の保護者と十分協議していただき、安全・安心な通学路や通路の設置に向け、所管課のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 現在、通学路として利用してあります、のり面の階段につきましては、団地の造成後に設置されたと聞いております。

災害復旧工事を進める上で、のり面の階段をどのようにするか、通学路はどのようにするかということにつきましては、地域関係者と協議しながら、復旧工事を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

また、この道路はひばりが丘住民の生活道路と、上宇美から博多駅及び天神方面へのバス路線で、通勤・通学路として多くの宇美町民が利用しており、一日も早く通行できるよう望まれています。しかし、復旧工事には多額の予算を伴うと考えられますが、国、県の復旧工事に対する支援や予算措置はどのようになっているか、また児童生徒の通学に使用するスクールバスの費用についての支援または補助金等の制度についてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 現時点では、まだ災害査定を受けておりませんので、詳細な金額は回答できませんが、現在、必要な予算として災害復旧測量設計業務委託料として2,330万円、災害復旧応急工事費として3,000万円の予算を計上させていただいております。

測量設計業務が完了し、全体工事費がそこで見えてくるようになります。今回の災害につきましては、災害査定を受けまして、公共土木施設等災害復旧事業負担金、これは国庫補助が3分の2になります。それと、補助災害復旧事業債、これはもう充当率100%となります。補助の対象に乗らない委託業務、例えば信号とかガードマンとか時間外手当とか、そういったものについ

ては、一般単独の災害復旧事業債、これも充当率が100%、これらを活用し実施していきます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） スクールバスの関係につきましては、学校教育課のほうから回答させていただきます。

現在、児童生徒の安全な通学を確保するため、貸切バス5台で、児童生徒159人が通う井野小学校、宇美中学校の行き帰りの送迎を行っております。

スクールバスに対する補助金等につきましては、県の教育委員会を通じまして、災害により通学路が使用できなくなった場合などの補助があるかを調べておりますが、現状では、補助メニューはないということでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ひばりが丘住民の生活道路等の迂回路と児童生徒の通学路の安全対策についてお尋ねいたしますが、児童生徒の通学路の安全対策については、前段でお聞きしましたので、割愛させていただきます。

ひばりが丘の住民の方々が宇美中心方面に行く迂回路として利用しているのが、志免町桜ヶ丘二丁目の住宅団地内を抜け、志免南小学校の横を通り、井野線に出るルートを利用し、また、朝、児童生徒を小中学校や宇美駅に送る際、このルートを多くの保護者の方々が利用してあります。この桜ヶ丘団地内道路は、志免町の児童生徒の通学路となっており、また道幅も狭く危険性が伴い、事故や問題が起きる前に安全対策や注意喚起等について、志免町と協議、申合せが必要と考えますが、いかがでしょうか。

それと今回、被災道路、竹ヶ下～桜ヶ丘線は、ひばりが丘住民が宇美中心地や福岡市内の方面に生活道路として利用しており、ひばりが丘団地の出入口両側は急な坂道で、のり面の下を通っており、今回のように出入口両方ともり面崩壊した場合や近年の気象変動により、大雪が降雪した場合など、住民は身動きが取れず、陸の孤島と化してしまいます。しかし平地で1か所、桜ヶ丘に抜ける場所があり、それはひばりが丘一丁目と桜ヶ丘四丁目が接したところで、現状は幅員約6メートル以上で、人が通れて、車両は通れないようになっています。

以前から、緊急時にここを開通できるように要望していますが、お互いの自治会で協議してくださいとの行政の回答で、なかなか話が進展いたしません。緊急時には、人命が関わってきますので、行政の指導で、緊急時に通行ができるよう協議できないものでしょうか。迂回路の件と併せて、見解をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） まず迂回路の分ですが、ひばりが丘につきましては、迂回路とし

まして、志免町桜ヶ丘団地のほうを通行するルートしかございません。迂回することで通行量が増え、志免町の住民の方にも御迷惑をおかけしていることと思っております。

志免町のほうには、災害発生時から連絡を取り合ひまして、志免町で注意看板を立てていただいたり、御協力をいただいているところでございます。

また、迂回路の問題につきましても、現状を説明しまして、志免町のほうにも御理解をいただいているところです。今後も随時連携して、志免町のほうとはやっていきたいというふうに思います。

それと緊急時の、議員言われるのは、ひばりが丘一丁目と桜ヶ丘四丁目の接したところがございます。この分につきましては、ひばりが丘の団地造成が昭和56年に造成されましたけど、それ以前に桜ヶ丘団地が造成されていたというところで、造成当時、桜ヶ丘、志免のほうの自治会との話の中で、隣接している部分については閉鎖してほしいというところで、今までずっと来ている状況でございます。

昨年2月に、志免町の道路管理者のほうに、宇美町の、そういう地域の要望ということで御相談しましたが、相談した結果としては、桜ヶ丘自治会のほうでは、もう御承諾いただけなかったというところで聞いております。

今後の緊急時の通行に関しましては、設置部分については、若干の道路整備がちょっと必要になると思いますが、志免町のほうと再度協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ぜひ前向きに協議をお願いしたいところでございます。

1番目の通告書の最後になりますが、再発防止に向けたのり面対策の在り方についてお伺いいたします。

今回のひばりが丘二丁目地内ののり面崩壊については、この団地に居住が開始されてから、約40年近く経過しますが、今日まで大きな災害もなく、安全・安心に生活をしてまいりました。住民のほとんどの方は、今回のような事態になることは想定もしていなかったと思います。災害は想定していないことが起きることをまざまざと思い知らされました。また、こののり面崩壊箇所は、当町の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域には指定されていません。当町には、このような箇所が多く存在すると思います。

そこで、先ほどの原因究明についての答弁で、局部湧水によって生じるだろうと推測しているとのことですが、湧水対策も含めた再発防止に向けたのり面対策の在り方について、所管課のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 町内には土砂災害警戒区域、特別警戒区域等、多数ございます。
また、大型団地等ののり面も幾つかあります。

今回の件を受けまして、当然、その大型団地ののり面とかにつきましては、その排水の、草刈りをしたりとかいう、清掃をしたりとかいうのはあるんですが、改めて再度確認、また排水の清掃等を随時点検しながら、保全管理に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 保全管理のほう、よろしくお願ひいたします。また、一日も早い復旧に向け、関係者、関係各課が鋭意工事を進めていただいていることに感謝申し上げますとともに、地域自治会との念入りな協議を行っていただき、安全・安心な生活道路及び通学路の復旧を切に期待いたしております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） それでは、引き続き2問目の、2022年度導入の小学校高学年における教科担任制について、通告書に示したとおり逐次お伺ひいたします。

令和4年度、2022年より、全国公立小学校の高学年に対して教科担任制を導入されることが決まり、従来の学級担任制から大きく変わるこの施策の実施は、複雑であると同時に多くの期待が寄せられているようです。

研究指定校や先行導入を実施する自治体、学校では、既に教科担任制の様々な課題や成果が報告されているようです。

我が国の小学校では、これまで学級担任が全ての教科の指導に当たる学級担任制でしたが、来年度から小学校高学年に教科担任制が導入されます。

そこで、1番目の小学校教科担任制の背景についてお尋ねいたします。

①の教科担任制についてですが、教科担任制とは1人の先生が特定の教科を受け持ち、複数のクラスを教える方法と理解していますが、小学校高学年での教科担任制には、いろいろな導入形態が想定されますが、当町の導入形態についてお考えをお示してください。

○議長（古賀ひろ子君） 入江学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） 教科担任制の導入形態でございますが、宇美町ではまだ詳しい打合せや協議は行っておりません。また、国からの指示等もあっておりませんので、どういった形で導入するかについては分からない状況でございます。

ただ、いきなり小学校で中学校のような教科担任制を導入というわけにはいかないと思いますので、例えば専門教科の先生による授業、それから交換授業など、少しずつ導入を行っていくことになると思います。

また、最新の情報でございますが、文部科学省は2022年度から4年間をかけて段階的な導

入とし、対象教科については、英語・理科・算数・体育の4教科を想定しているということでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、今回の教科担任制の推奨は、新しい時代の初等・中等教育の在り方について繰り広げる論理の一環で、我が国の教育は急激な変化が立て続けに起こる社会に対応できる子どもを育成すべく、新しい義務教育の在り方として、教科担任制の導入が推奨されたと認識いたしております。

そこで②について、現行の学級担任制のよさを踏まえつつ、教科担任制の導入の背景というか、趣旨はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 入江課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） 趣旨につきましては、まさしく、今、議員が言われた内容が主な背景となっております。急激な社会の変化に対応できる子どもの育成がメインではございますが、教員側の働き方改革などにも配慮された考えもあるようでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 小学校での教科担任制度の歴史を振り返ると、1960年まで遡り、当時、TT、ティーム・ティーチングや一部教科担任制など、様々な導入体系が確立されましたが、専科教員の不足などの問題になり浸透しなかったと聞き及んでおります。

その後、学力低下への懸念が高まった平成14年度に、補習や少人数授業とともに、改めて教科担任制が推奨され、2019年12月13日に行われた中央教育審議会において、教科担任制の導入に向けた方針がまとめられ、令和4年度より小学校高学年の教科担任の導入が決まったと認識しています。

そこで、近隣市町または県内他自治体での令和3年度の導入例があればお示してください。

○議長（古賀ひろ子君） 入江課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） 近隣の状況でございますが、近隣市町及び福岡県内では、まだ導入しているところはありません。九州内につきましては、大分県で令和2年度より、県内27の小学校で教科担任制を実施しているということでございます。また、宮崎県でも指定モデル研究校である19の小学校で教科担任制が行われているということございまして、授業交換型や専科教員の加配などにより実施しているようでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 今回の質問に至っては、メディア等で2022年度導入の小学校高学年に教科担任制ということが報じられて、当町は準備ができているのか心配でお尋ねするに至ったわけで、2022年度から4年間をかけて段階的な導入とお聞きし、少しは安心いたしました。

この後の質問については、今後、想定される事項についてお尋ねいたしますが、現時点で考える範囲内で結構ですので、御答弁をお願いいたします。

それでは、2番目の教科担任制に期待される効果と成果について、5項目程度ほどお尋ねいたします。

①と②ですが、教科担任制は、研究指定校での長年の実績やモデル校での先行導入により、既に様々な成果や課題が実証されていると思いますが、教科担任制により期待される効果は、専門の教科を持つことによる教員の指導力強化と、それに伴う児童の学力向上と思いますが、この点について、どのような成果が期待できるか、見解をお示してください。

○議長（古賀ひろ子君） 入江課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） 教科担任制になると、教員側は専門の教科のみを教えることになるため、教科の専門性や授業の充実、指導力の強化や向上が期待できると考えられています。

また、複数の学級に入ることによりまして、毎回、同じ児童を相手にするのではなく、多様な児童を指導することでも指導力向上が期待できるものと思われまます。

それから、児童の学力向上におきましても、教員の指導力が向上すれば成果が出るものと思われております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、③の働き方改革についてですが、教科担任制の下、空き時間の創出や担当教科を減らすことで日々の負担が軽減されることが期待されますが、この働き方の改善からどのような効果が期待できるか、見解をお示してください。

○議長（古賀ひろ子君） 入江課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） 働き方改革の観点からも、教科担任制を導入することで教員の負担が軽減されることが期待されております。

複数の教科の教材の研究や準備が減ることにより、担当教科のみに専念できることや、そのことから生まれる時間的余裕により、児童に向き合う時間が増加できるのではという期待があるようでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、④の多面的な児童指導と理解についてですが、教科担任制により

複数の教員が多くの児童と関わることで、個々の児童をより多面的に理解できると思われませんが、この点へのメリット等について期待されることをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 入江課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） 先ほどの働き方改革により、児童と向き合う時間が増加すれば、児童の指導等には十分メリットになると思っております。

また、現在の学級担任制では、担任が1つの学級のみに関わりますが、教科担任制になると、複数の先生が多くの児童と関わることになるため、児童をより多面的に理解することができると期待されております。

ほかにも、複数の教師による多面的な働きかけができるため、学級崩壊や児童の問題行動などの対応もしやすくなるのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、⑤の中1ギャップの解消についてですが、中学に進むと、完全教科担任制に変わり、学習内容も難しくなるなど、様々な変化に戸惑いや問題を抱える中1ギャップという課題があります。

中学校では、学級担任が教室にいる時間が減り、生徒だけの時間が増え、この変化に順応すべく、小学校の高学年より段階的に教科担任制に触れることは、少しずつ児童が新しい学習形態に慣れることが期待されると思いますが、中1ギャップに関する成果はどのような点が実証されたかお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 入江課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） 教科担任制の導入は、中1ギャップに対して効果的であると期待されております。小学校では、常に担任の先生が学級にいて、その担任にのみ頼るという状況でございますが、中学校では担任はいるものの、学級にいることは少なく、生徒だけの時間が増えたり、いろいろな先生との関わりが必要になってくることで、環境の変化に戸惑うことがありますが、小学校高学年から、そういった環境を経験することで、いわゆる中1ギャップを解消するとまではいかないにしても、緩和することができるのではないかと考えられます。

実際に試験導入されている学校でのアンケートでは、中学になるときの不安が和らいだなどの意見があるようでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 3番目に、教科担任制の課題と対策についてお伺いいたします。

多くの期待される効果や実証された成果がある教科担任制ですが、導入に際して課題も多く挙

げられていると思いますが、多岐にわたる課題を①経営・制度面、②指導面、③保護者への制度の説明や周知等について、3点、お聞きいたします。

まず、①の経営・制度面についてですが、実証報告によると、教科担任制を各学校の実態に合わせ、時間割を調整することはとても大変で、幾つかの学校では時間割の調整に有効にできず、教科担任制にした直後は、余計負担になったと報告されています。

また、一気に教科担任制を導入するのではなく、教員・児童の困惑を避けるよう、段階的に実施することも重要だと存じ上げていますが、当町の経営・制度面のお考えはいかがでしょうか。

また、教科担任制を実現するには、教員不足という課題があり、中学校の免許では、原則小学校で教えることができないため、中学の専門免許を持っている教員人材を小学校の専科教員として積極的に採用できないという壁もありますが、この人材不足の課題にどう対応すべきか、見解をお示しく下さい。

○議長（古賀ひろ子君） 入江課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） いろいろな面でよさそうな教科担任制でございますが、導入に際しましては課題も多く挙げられているようでございます。

1つは、今言われました時間割の調整が大変であるということ、専門教員が複数のクラスの指導に入るため時間割の調整が難しく、ともすれば教員の負担が増えるといったマイナス面も考えられます。

また、1つの教科に1人教員がいるだけでは足りないため、教員不足が問題であったり、小規模の学校では導入が難しいといった意見もあるようでございます。

人材不足の課題解決につきましては、市町村レベルでは解決策は非常に厳しいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 次に、②の指導面についてお伺いいたします。

まず、児童の様子、学習の把握についてですが、担当学級の児童と過ごす時間が減ることで不安を抱く教員は多く、子供たちの学習や日々の様子を把握することは課題とされ、実際に教科担任制を導入1年目の家庭訪問において、保護者から児童についての質問に答えられなかったことがあったと報告されています。そのほかにも、低学力の児童の学習状況の把握が難しくなるという課題があるようです。

このような児童の把握に関する課題に対し、教師間の情報共有が必須で、より効果的なコミュニケーションが実現できるよう、校内サーバーや指導ログまたは個人カルテルを蓄積するプラットフォームなどのインフラ整備が急務と思いますが、児童の様子、学習把握についての見解をお

聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 入江課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） 児童の様子などにつきましては、複数の教員で児童との関わりを持つことになるため、教員間での情報共有が非常に重要になると思われます。そのためには、まず教員同士のコミュニケーションに力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） ③の保護者への制度の説明や周知についてお伺いいたします。

保護者との連携は、教科担任制の円滑な導入には不可欠ですが、教科担任制に変わること戸惑う保護者もおられると思います。当町は小学校5校全てにおいて、統一した制度の考えを保護者の方々に伝えることが必須と思います。コロナ禍において、保護者説明会を開催するのは難しいと思いますが、それぞれ児童に配付している端末を使用して、ICTを活用したりリモート説明会や学校だよりを活用し、保護者に教科担任制の成果や課題点など、丁寧な説明と理解を得ることが大切で、周知の方法についても重要と考えますが、見解をお示しください。

○議長（古賀ひろ子君） 入江課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） 現段階では、保護者への周知をどのようにするのかということについては、協議は行っておりませんが、これから保護者への周知をどのように行っていくかなど、町内校長会などで議題として取り上げて協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 保護者への丁寧な説明をよろしくお伺いいたします。

最後になりますが、4番目の教員免許更新制廃止についてお伺いいたします。

教員免許に10年の期限を設け、更新前に講習を受けないと失効する教員免許更新制について、萩生田文科大臣は8月23日に、早ければ2023年度から廃止する方向を表明しました。

教員の資質確保を目的に、第一次安倍政権時代に法改正され、10年ごとの期限前、2年のうちに大学などで30時間以上の講習を受けることが義務づけられており、文科省が公表した調査によると、講習時間や受講料に負担を感じると回答した教員は8割を超え、受講が学校での授業がない夏休みに集中する上、約3万円の受講料は全て自己負担で、以前より学校現場から不満が出ているようで、文科省は来年の通常国会で廃止に必要な法改正を行い、23年度に新たな研修制度を始めることとしているようですが、教員免許更新制の廃止について、①の廃止によってどう変わるか、②の今後の展望はの設問について、併せて佐々木教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） 失礼いたします。議員がおっしゃいましたように、教員免許更新制の見直しを議論してきました国の中央教育審議会の小委員会は、8月23日に、学校教員に10年ごとの講習を義務づけた更新制の廃止を求めることを合意いたしました。

このことにつきましては、免許更新に必要な手続や講習をめぐる教員の負担を緩和するということが主な理由として挙げられていますが、今後、この免許更新制の狙いであります教員の資質向上につきましては、この対応につきましては、現職研修の充実を図ることや研修の受講履歴を管理する情報システムの導入などを検討しているということでございます。

私ども教育委員会としましては、これらの国や県の動向を踏まえ、特に、本町で行う研修につきましては、教員の質の向上を目指した効果的な内容を取り入れてまいります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 全国の公立小学校での導入が迫る教科担任制は、既に多くの情報が公開される一方、まだ本格始動していない施策です。長期的に、そして慎重にメリット・デメリットの検証を注視し、児童の学習・学力向上、学校生活のより一層の充実につながるよう、今定例会に再任されました佐々木教育長がますます手腕を発揮されることを御期待を申し、私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 11番、飛賀議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号2番。12番、白水議員。

○12番（白水英至君） おはようございます。12番、白水です。

まず初めに、コロナ禍や豪雨災害で大変な被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。

通告書の要旨を読み上げて、質問に入りたいと思います。

一般廃棄物や産業廃棄物については、必ず反対運動があるといっても過言ではありません。明治町自治会周辺には宇美町衛生センター、産業廃棄物リサイクル業、金属スクラップ業、ほかにも塗装を主とした企業もあり、朝早くから大型トラックを路上駐車し、アイドリングする者もいる。住民が安全で安心な生活ができるよう、環境の改善をしていただきたい。

質問に入ります。

ゆりが丘地域には、迷惑施設、宇美町衛生センターがありますが、事業を開始した時期と当初からの事業内容を担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。

まずは、宇美町衛生センターの事業開始の時期、それから事業内容等ということで、この宇美町衛生センターにつきましては、昭和57年3月にごみ焼却施設——ごみ焼却処理施設、それとし尿処理施設を設置いたしましたして、同年、ですから昭和57年4月より稼働を始めたものでございます。

その後、平成3年・4年度で、第1期の最終処分場、8万立方メートルを設置いたしましたして、平成5年4月から管理型の埋立てを実施しておったところでございます。

ごみ処理施設から排出されます焼却残渣、要は灰、それから破砕いたしました不燃ごみ、これらを埋め立ててまいったところでございます。

それから、その後、平成14年11月に焼却処理施設を廃止いたしましたして、平成14年12月より可燃ごみ処理をクリーンパークわかすぎのほうに委託しまして、そこで発生いたしました不燃残渣の受入れを行っておるところでございます。

また、平成19年3月に焼却処理施設、それからし尿処理施設を解体いたしましたして、宇美志免リサイクルセンターエコルのほうを建設しております。

平成21年4月から、不燃ごみ、粗大ごみ、それから資源ごみの処理をここで始め、処理後に発生いたしました不燃残渣につきましては、当町の最終処分場で受入れを行っております。

それから、平成25年度からは1期の最終処分場の埋立ての完了時期が近づいてきていると、計算上、近づいてきているということで、2期の工事に着手をいたしまして、ここで4万5,000立方メートルを確保したことによりまして、現時点で最終処分場の埋立て完了予定は令和27年度となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 衛生センター周辺の住民は、環境の悪さを長年耐えてきました。現在は、衛生センター内の最終処分場、リサイクルセンターエコルをきちんと整備をされ、管理をされて、苦情も少なくなりました。ここに至るまでは、何度も確認書や契約書、覚書が地元明治町環境監視委員会と町とで交わされてきたからだと、私はそのように認識をしております。

残念なことは、衛生センター周辺の明治町自治会や仲山自治会から、環境整備について要望書が出ていることです。

平成11年、当時の宇美町長と明治町環境監視委員会と交わされている確認書、また、新しいところで平成30年の確認書にも記載されています。内容は、「衛生センターも含めた周辺の環境整備に努める」とあります。

確認ですが、衛生センターも含めた周辺の環境整備、これはどこを指しているのか、担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼いたします。議員が今言われましたとおり、明治町自治会の確認書につきましては、平成11年12月に最初の確認書が交わされておりまして、以降、数回更新がなされ、平成30年5月に取り交わしたものが最新のものということになっております。

この確認書の中には、表現は若干変わってきておりますが、当初から衛生センターを含めた周辺整備を実施することが記載されておりまして、これまで大きなものといましては、南町民センターの建設、それからエコル建設の際の前面道路の整備などが行われてきたところでございます。この周辺整備につきましては、周辺の環境整備と周辺の条件整備という2つの面があるというふうに考えております。

当課のほうからは環境の面でお話をさせていただきますが、この環境面でいきますと、周辺につきましては、周辺といいますと、まず衛生センターがございまして、一番影響を受けております明治町自治会全体が考えられます。しかしながら、衛生センターが起因となります周辺地域への問題が発生した場合は、明治町内だけでなく、広い範囲で影響が出ることも考えられますので、影響が出ている地域を含めたところを全て周辺地域として取り扱うべきではないかと考えておるところでございまして、この環境に関する件におきましては、一概に周辺とはこの範囲ですというのは言いにくいところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） これは、その道路整備とかは入りませんか、都市整備課。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 衛生センターの周辺整備について、都市整備課としましては、当然、安全に通行できるように維持管理に努めているところでございます。

周辺の道路の整備としましては、今年度、老朽化が著しい町道苔牟田～只越線の舗装の打換え工事を実施いたします。また、上戸樋橋につきましても、長寿命化修繕工事も予定をしております。安全な道路交通の維持に努めているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 都市整備課にお尋ねしますが、明治町自治会から要望書が出ていると思いますが、明治町公民館前の道路ですが、急な坂道で急カーブ、そして三差路の交差点となっております。この交差点から公民館に行く歩道がありますが、歩道入口の真ん中には九電の電柱が立っており、カーブミラーもあります。その先には歩道を側溝が横切っていて段差もあり、草木が茂っていて、とても通れる状態ではありません。公民館へ行くには、高齢者、子どもたち、住民は一旦道路に出て、途中から歩道に上がって公民館に行っています。ここは車も多く、非常に危険な場所です。何でこんな滑稽な状況になっているのか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 議員言われます明治町自治会公民館の前の歩道になりますが、ちょうど歩道が切れているような状態、三差路のところがちょうどそこで切れているような状態になっていまして、NTT柱、カーブミラー、街路灯がその角に設置されている状況でございます。

なぜこのような形、どちらが先か、歩道が先か電柱が先かというのはちょっと分からないんですが、現状としましては、歩道を造るスペースがないというところで、そこで歩道を造るスペース的なところがないというところで、歩道がそこで切れているのかなというふうな推測をするわけなんですけど、言われるように、何かおかしい格好にはなっております。

電柱の設置に関しても、設置の際は自治会の自治会長の確認というのを頂いているわけなんですけど、新たに建て替えたのも、令和元年に電柱を建て替えているのがございました。それについても、当然、ほかと同様に自治会の承諾印を頂いているというような状況で、どちらにしても議員が言われるように、見た感じ、歩道が切れて、そこに電柱が立っていたり、カーブミラーが立っているというような状況になっていますので、その分については、また地域の方といろいろ御協議をさせていただきたいとは思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） ここが、私も何でこんなふうになったのかちょっとよく分かんないんですけども、ゆりが丘団地ができるときに、何らかのことが起きたんだろうと思いますけど、その横に家があるわけでもないし、私有地でしょうけど、電柱をずらすこともできるわけですよね。何でこのようになったのかなと自分も不思議に思っております。

明治町監視委員会と交わされた確認書にもあるように、周辺整備の一環として、早急に歩道の改修工事をされたほうが良いと思いますが、担当課にお尋ねします。どうでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 歩道の整備につきましては、再度、地域のほうと協議をさせていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 仲山自治会から要望書が、県、太宰府市、宇美町に提出されています。提出されてから1年がたちます。

要望書の内容は、太宰府市と宇美町の境界線にある産業廃棄物リサイクル業の騒音及び粉じんです。会社がある場所は、太宰府市になります。この企業がコンクリートの建物を解体したときに出る廃棄物を破砕機にかけ、破砕するときや運搬するときに出る重機の、また車両の騒音、そして破砕したコンクリート碎石を高く山積みにして、その山積みにした碎石が、強い風が吹くと

粉じんとなって風に乗って飛散し、家屋に入り込んだり、駐車場の車や洗濯物を汚したり、日常生活に多大な影響を出しているようです。しかも、この問題は30年以上前から続いているようです。

地元の方に話を聞くと、これまでも住民の苦情を取りまとめ、宇美町や太宰府市、県、筑紫の保健所などに要望やヒアリングを続けてきたが、十分な対応がなされず、自治区住民の全ての人が我慢の限界に達していると言っておられます。

この問題は30年以上前からと聞いていますが、記録に残っているのでしょうか、この近くにはコンクリートリサイクル業がもう1社ありまして、同じように粉じんを飛ばしているようです。今までどんな対応をされてきたのか、担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 仲山の自治会からの要望書についてでございます。

仲山自治会のほうが、30年以上粉じんによる被害に悩まされていることにつきましては、町のほうでは自治会の方より過去の経緯を聞いた際に聞いておるところでございます。

過去の実績をたどりますと、平成15年から宇美町役場のほうへ相談があっているようございます。

平成15年11月に、これまではずっと太宰府市のほうに苦情を言ってきたと。しかしながら、県が許可した施設なので、太宰府市のほうでは対応できないというふうに言われ続けてきていると、宇美町のほうでどうにかならんかというような話があったのが最初でございまして、それ以来、30回を超える現地での状況確認、対策のお願い、電話での改善依頼等を行ってきた経緯がございますが、軽微なものを含めると、その対応についてはもう100回を超えているのではないかと推測をしております。こうしたことから、宇美町としてはもうやれることはやってきたというふうに自負はしておるところでございます。

仲山の自治会は、太宰府市との境界自治会でございます。周辺には多数の工場、産業廃棄物の中間処理施設等が点在している地域でございます。町といたしましては、粉じん等の情報提供を頂きましたら、情報を提供してきた方への連絡、それから接見、そして工場等の多い地域により発生源の特定が難しいところではございますけれども、太宰府市、それから宗像・遠賀保健福祉環境事務所、それと筑紫保健福祉環境事務所、それらと連携を取りながら、関係のありそうな企業のほうへ現状の連絡、場内への立ち入り、改善のお願い等を逐次行ったきたところでございます。

町は、県、それから市と共に、企業への改善要望をずっと行ってまいりましたが、仲山自治会におきましては、いまだ改善が見られないということで、令和2年の8月に福岡県、太宰府市、宇美町、この三者に要望書が提出されました。この要望書の提出によりまして、福岡県の環境部

環境保全課、それと宇美町、太宰府市、宗像・遠賀、それと筑紫保健福祉環境事務所と協議を行いまして、令和2年の11月17日から1か月間、粉じん飛散調査を行いました。調査の結果といたしましては、どの観測地点にも数値的には高い数値が見られず、特徴的な大気汚染は観測されないという結果でございました。

発生源の特定に至らなかったということで、その結果を令和3年3月に仲山の自治会のほうに報告を行いましたが、報告を行う中で現状は粉じんの飛散が今もあるんだよということで、継続して調査を行ってほしいという要望が出ましたので、現在も福岡県、太宰府市、宗像・遠賀、それから筑紫保健福祉環境事務所と協議・調整を行っておりまして、近いうちに継続調査を行うということで、今、話が進んでおるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） この検査も、もう課長も御存じのように、地元の話の話を聞くと、検査期間中、どこで検査をするって漏れたのかちょっと分かりませんが、作業を自粛しております。私も一度見に行きましたけども、相当粉じんとか飛んでいた、作業車もかなり入っていたのが、もうほとんど、仕事しているのかなというぐらいに静かになっていました。だから、この検査も私は正直あまり当てにならない、だから、これはまた再度何らかの形で、また検査を続けていただきたいと思います。

この問題は、仲山自治会だけの問題ではありません。風向きや風の強さによっては、原田校区もしくは宇美町全体に飛散をしていると思われまます。

今まで何人かの地元の方から聞いたことがあります。洗ったばかりの車がすぐに汚れる、最終処分場が原因かなとか、そんなことを言う人もいました。仲山地区以外の住民の方は、コンクリートリサイクル業の会社がこんな近くにあるのを知らなかったと思います。問題が大きくなかったのもそのせいかもしれません。

そこで、今後どのような対策を取るのか、もう一度、担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 先ほど再調査をするということでお話をいたしました。今、議員が言われましたとおり、1か月間の調査ということで期間が限られておったこと、またそれが恐らくその企業のほうに、どういった形か分かりませんが、漏れていたというような情報も入っておりまして、1か月間であれば操業を縮小するというようなことも可能であったのかなというふうには感じております。

そうしたことから、今回はそういうことがないように、1年間、年間を通して調査を行おうというふうな今のところ決定しております。そうすることによって、年間全ての時期を事業を縮小するということは考えられませんので、またその調査の仕方については、今後、関係者で協議を

行っていきますけども、期間については、1年間を通してやろうということで、そういう方向で進んでおりますので、そういうことで御報告させていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 仲山地区には、要望書のほかにも夜遅くまで騒音を出す鉄工所があるそうです。町の担当課にも何度も苦情と内容を報告しているそうです。この問題も、この後の明治町の件と一緒に対策を考えていただきたいと思います。

明治町自治会からも、人体への影響への懸念もあり、安全で安心な生活ができる環境をお願いしますと要望書が出ていると思います。

内容は、仲山自治会と同じく、産業廃棄物リサイクル業の案件が1つ、次に、明治町自治会と道路を挟んだ金属スクラップ業の大型トラックが、雨上がりの作業中にタイヤについた場内の泥をそのまま落とさずに、積み込んだスクラップ金属を搬出するため場外に出て、その汚れたタイヤで道路を汚す、その泥が乾き風に吹かれて粉じんが飛び、車や洗濯物を汚す、それに金属の破片も落としていくので非常に危険です。

ちなみに、この付近で金属の破片を踏んで乗用車のタイヤをパンクした人がおられます。多分、このスクラップ会社が落としていったと思うが、何もできないで泣き寝入りしたというのを聞いております。

この問題は、担当課や町長にも、たくさんの写真と土のう袋いっぱい金属破片を見せていますので、お分かりだと思います。

担当課にお尋ねします。今後の対策はどう考えておられるのか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。令和3年7月26日付で、明治町自治会から町に要望書が提出されまして、その要望書の中の1つに、先ほど言われましたように、道路上に積載物の落下、また大型トラック排出時のタイヤに付着した泥で道路を汚すと、それについての改善というところがありますので、都市整備課のほうで御回答させていただきたいと思います。

まず、少し経緯について説明をさせていただきたいと思いますが、令和3年4月に道路汚損の苦情を受けまして、現地確認、その後、当該企業に聞き取りを実施しております。その後も、環境農林課と連携しまして、継続的に現場確認を行いまして、数回聞き取り調査等を実施しております。

また、福岡県の出先機関であります宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携しまして、当該事務所の現場状況を確認していただきましたが、当該施設につきましては、産業廃棄物ではないため、法的な規制も対象とはならないということになりました。当課としましては、道路法に基づいて要請・指導をしていきたいと思っております。

道路法第43条では、道路を汚損することを禁じておりますし、道路法第71条では、損害を予防するために必要な措置をすること、もしくは道路を現状に回復することを命ずることができるというような規定もございます。

また、積載物の落下につきましては、同じく道路法の43条等で規制もありますし、罰金等もございます。

これらの根拠に基づいて、当該企業に関しまして是正要請を行いまして、対策・対応を促していきたいというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 今、言われたように、道路法もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにもロッカーなどを製作している会社がありまして、塗装を主とする企業なんですけども、これがやっぱり近くの住民から臭いがすると、そういう意見も出ております。

また、明け方早い時間帯に、大型トラックが会社の駐車場内やその前の道路に止めてアイドリングをするため、騒音で目が覚めると、そういう住民の声があります。

要望書のほかにも心配事があるんですが、近々車両の修理、また板金塗装する企業が近くに移転をしてくると、仲山自治会の公民館で企業側から説明がありました。仲山自治会の役員、また明治町自治会の役員も参加しまして、説明を受けたんですが、参加者からは騒音や臭気等が気になると言われておりました。

仲山地区や明治町地区では、このようなことが毎日のように繰り返されております。担当課としてどのような対策を取るのかお尋ねしたいと思ひます。また、多分、この——今日情報が入ったんですけど、この会社はもう早速作業にかかっていると聞いておりますが、この件も一緒にどういふ対策を取るのか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。先ほど都市整備課のほうで答弁いたしました、道路を汚すという環境被害以外の分について、当課のほうから回答させていただきます。

先ほどからの回答と同じになりますが、生活等に影響のある環境問題が発生した場合は、役場のほうに御一報頂ければ、担当部署より対応をしていきますし、これまでも行っております。

ただ、環境問題につきましては、法律上の生活等に影響する基準値を超えない場合は、行政的な指導は難しく、近隣の方々への配慮や改善のお願いしかできないというのが現状でございます。

状況によれば、地域の方々には早急な改善につながらないこともあるかもしれませんが、町といたしましては、県、関係機関と連携を取りながら、対応を検討して改善に向かうよう継続的に企業への働きかけをしていこうと考えているところでございます。

具体的に要望書の中に挙がっております中で、1つは大型トラックの騒音、これについては、指導するとすれば、場内の移動やアイドリングストップなどの協力依頼をすることになりますが、これについては、議員のほうから以前、情報を頂いて、写真も見せてもらいましたが、その時間が6時半頃だったと思います。それもありまして、情報を頂いてから、すぐその日のうちに運送会社のほうに指導に行ったわけでございますけども、実は、そこにある運送会社のほかに、運送会社の本社が横にあって、隣が倉庫になっているんですけども、その倉庫へ入っていく会社が、その会社以外にも2社あるということで、その会社自体はきちんと時間は、早朝や遅い時間には道路に止めることは絶対させてないという話でございましたので、それ以外の運送会社の可能性が高いのかなというところで、この分につきましては、自治会長さんのほうにお話をしまして、どこの運送会社かもし分かれば、早急にうちのほうに連絡を頂き、運送会社のほうに指導に行きたいということでお話をしておるところでございます。

それから、産廃の業者の関係につきましては、先ほど仲山の自治会のところでお話をしたとおりでございます。

それから、ロッカー等を製作しておる会社の塗装の臭いの件ですけども、これにつきましては、近隣の企業、下の仲山のほうの企業のほうから、このロッカーの製造の工場から塗料が飛散しておるといふ苦情が入ったことがあります。この際に指導に入っておりまして、この業者のほうとは、当課の職員は面識があるところでございます。

ただ、臭気の苦情については、直接当課のほうに入ってきておりませんで、入った際には調査対応をしていきたいと思っております。何せこの臭いや騒音等については、やはり現場を押さえないと指導ができないというのがございます。言い方悪いんですけども、現行犯でなければ指導ができないというのがありますので、この辺については、自治会のほうにも協力を頂きながら、情報頂いたらすぐにその場で指導に行けるようにしていきたいと思っております。

最後に、車両の修理塗装工場が入ってくるというところですけども、これにつきましては、先ほど工事に入られているということでお聞きしましたが、町のほうとしましては、開発事前協議書が提出されており、今、着手が始まったという段階だと思います。開発行為の期間中につきましては、都市整備課が当然窓口になりますが、都市整備課と当課のほうで連携して、何かございましたら対応していきたいというふうに思っています。

また、完了後、事業が操業した後に何らかの苦情があれば、それらについては当課、環境農林課のほうで対応していきたいと思っておりますが、何せまだ内容が明らかになっておりませんので、その辺分かってきましたら、いろいろと情報を収集しながら、対応も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） この、企業が集まるこの場所、用途地域は無指定になっています。無指定になっていれば何をしても許されるのか、法に触れることはないのか、用途地域は5年に一度、全国一斉に見直されるはずですが、次の見直しはいつでしょうか。町からの要望も聞いてもらえるのか、見直しがあっても現在の用途は変わらないと思いますが、何かほかの方法で取り締まるというか、指導できるような対策は取れないのか、それともこのまま無法状態にするのか、これを担当課にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼します。用地地域につきましては、その地域にどんな建物を建てられるのかを定めたもので、その種類によって建てられる建物の大きさや種類などが制限をされております。

この無指定地域では、建物の用途については特段の規制がない現状でございますが、無指定の場合でも、建築物を建築する場合には、建築基準法に基づきまして建築物の形態、建蔽率とか容積率などのそういった制限や1万平米を超える大規模集客施設、ショッピングセンター等、そういった建築が原則禁止というところになっております。

都市計画法では、用途地域は議員言われますように、おおむね5年ごとに行う都市計画基礎調査に基づいて、必要に応じ見直しの検討を行うべきというふうにされております。宇美町におきましては、平成27年3月に策定しました、宇美町都市計画マスタープランに基づきまして、基礎調査を参考資料としまして、今現在見直しを進めているところでございます。

今後、コロナ禍の状況を見極めながら、関係者説明会を開催していきたいと考えております。そこで頂いた意見等を反映、また検討しながら、懇談会や都市計画審議会で審議いただき、その内容を再度、関係者説明会で報告するなどの対応をしてまいりたいと思います。

最終的には、公告・縦覧等の都市計画の法定手続が必要になってまいります。用途地域等は都市計画法の地域地区の1つで、用途の混乱を防ぐということを目的としております。今回のように、道路を汚す、物を落とすなどの場合につきましては、道路管理者としまして、道路法に基づき対応していくというふうになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） できましたら、何かの方法で取り締まるというか、指導できるようにできればと思います。

最後に、町長にお尋ねします。

仲山自治会から、私たちの自然豊かな生活を返してください。明治町自治会からは、安全で安心な生活ができる環境の改善を求めます。この2つの要望書が出ています。これについて、町長

の見解をお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） ただいまございましたように、今回、仲山自治会と明治町自治会の両自治会から要望書を頂いております。

先ほど来、質問と答弁のキャッチボールあっておりますけれども、御指摘の粉じんでありますとか騒音、また道路汚損等々の住民生活に直結した、このいわゆる生活に支障を来すような、こういった問題につきましては、町といたしましてもできる限りの対応を講じながら、早期解決に向けて努力をしなければいけないと、このように強く考えております。

そこでまず、仲山自治会からの粉じんに関する御要望でございますけれども、これ、議員からもありましたように、30年以上に及ぶ問題となっております、この間もう30年、非常に長い期間、問題として、当該エリアにお住まいの住民の方々には大変な御苦勞を、あるいは御不安をかけてきたのではなからうかと、推測することは容易に考えられるわけでございますけれども、この間、何もなかったかといいますと、地域と企業、そして自治体、これは特に宇美町、太宰府市でございますけれども、それから県等の行政機関などとの間でいろんな話し合いが行われ、その時々におきまして、いわゆる放置状態ではなくて適宜対応はなされてきたのではなからうかというふうに思っております。

しかしながら、現在もまだ解消をされておらず、自治会の皆様には大変申し訳なく思っておりますけれども、私も現地には一応出向きまして、状況等を見ましたけれども、旧来はもう粉じん、先ほど議員のほうからありましたように、コンクリートを破碎して、で、こずんで、そして、それが例えば風が強いときなんかはもう粉じんとして散っていくという、それがもう家庭内とか敷地内に、住民の方々が生活してあるところに飛散をしていて、非常に見た目もよくない、環境的にもよくないし、健康上もよくないという、恐らく30年前にそういうことを取っかかりとして、そしていろいろ御要望、地域のほうから挙がったんだろうと思いますけれども、企業側としては、そういうことも踏まえて、例えば、粉碎してためているものが粉じんにならないように、例えば、いわゆる防砂ネットといたしましうか、そういうものを新たにこう加えて設置をしたり、あるいは飛散しないように散水、その、いわゆるこう機材を装置を工場の敷地内に新たに設置をする等々の、企業努力といたしましうか、それでも解決をしておられませんので、これを果たして企業努力と言えるかどうかというのは、また、その、ありますけれども、そうは言いながら、そういった、住民の方々のお困りを企業側も一定は真摯に受け止めて、そういった、企業としての改善も着手を、これまでこの30年間にわたってはされてきたのではなからうか。ただ、悲しいかな、これがまだ全然解決には至っていない、まだまだお住まいの住民の方々にはそういった生活不安、健康不安、そういったものをまだ現在も抱えてあるというようなことだろうとい

うふうに思っております。

これにつきましては、先ほど担当課長も答弁をいたしましたけども、町としても誠心誠意対応しながら、そして恐らくそういった企業側の対応も、住民とそして町、いわゆる宇美町側からのもう度重なるお願いとか、そういった行動によって、恐らく若干の改善が見られてきたんではなからうかというふうに思っておりますけども、いかんせん企業活動に対する許可権者が、これは市町じゃなくて県にあるという大きな1つのハードルがございます。

また加えまして、問題の当該の企業の立地が、宇美町じゃなくて太宰府市であると、こういった複雑な状況も相まって、恐らくまだ解消ができておらないんだらうと、このように思っております。しかしながら、昨年度末には、県や太宰府市等との連携によりまして、現状把握と原因究明に向けた調査が実施をできております。

先ほど課長のほうも1か月間ということを申し上げましたけども、この期間をもっと長くする必要もあるのではないかなというふうには思っておりますけども、今までなかった、こういう、少しずつでもそういった取組が前に進んでいるのではないかなと、このように思っておりますし、加えて、今後も県が継続して調査を実施すると、このように伺っておりますので、その結果を踏まえまして、県や太宰府市、そして企業も含めて、今後、一定成果が見えるような対応策を、いろいろ関係者の間で協議をし、改善をしていくと。そして1回、2回とかいうことじゃなくて、30年の歩みの中で立証できておりますように、踏み込んで踏み込んで改善改善という、そして最後に薄まって、ああ、もうきれいに改善できたと。

もう一発で解決できることが一番望ましい、そして我々は当然それを目指さなければいけないんですけれども、これは宇美町のみならず、全国津々浦々、こういった問題、非常にこう、何ていいますか複雑な問題で、なかなか一朝一夕に解決がいかないというのが現状のようでございますので、そうは言いながら、度重ねて、継続は力なりという言葉がございましてけれども、足しげく、地域・行政一体となって企業側に働きかける、企業側の改善をチェックしていく、そして企業側もそれに応じて対策・対応を適宜パワーアップして取っていただく、こういったことの繰り返しによりまして、何とか目に見える形の解消につなげていきたいと、このように考えております。

次に、明治町自治会からの騒音や道路汚損等に関する御要望につきましては、道路法に基づく企業への指導でありますとか、環境保全への協力、これは町のほうには指導権限がございませんので、どうしてもお願いという形になりますけれども、こういったお願いを継続していく中で、今後とも改善を図っていきたい。

これも先ほどの企業と一緒に、企業はまたその先ほど、仲山区の企業とは違いますけども、先ほど議員も言われました、写真も頂きました、落下物も具体的なものを私も実際拝見させていただ

きましたけれども、写真を見ても確かにやっぱり特に雨降り後とか、道路がやっぱり泥水でこうタイヤ等でもう汚れている、非常に見た目もよくない、衛生上もよくないということは、もう一目瞭然で分かりましたけれども、そうは言いながら、何十枚かあった写真の中でも、企業として、その汚れた、乾いた後の道路を水で流すとか清掃すると、そういった後も見えましたし、これも本当、企業としてもうやりっ放しでもう全然目を向けない、聞く耳を持たないというようなことではなくて、企業としてのある程度こう範囲の中での対応はしている、だからもっとこう強力に、これも継続しながらお願いをしていく。

アイドリングの話もありましたけれども、これは何か一定のやり方ですぐにでも改善ができることと思いますので、要は、今後とも行政、地域、行政というのはもう町、そして県も含めてパワーアップをしながら、継続してそういった指導、そしてお願いを継続していくということがやっぱり必要ではなかろうかと、このように思っております。

最後でございますけれども、両自治会における対策はもちろんでございますけれども、環境問題は宇美町全体の問題でもございますので、今後とも住民の皆様の安全安心な暮らしを守ることが出来ますよう、しっかり取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 白水議員。

○12番（白水英至君） 私も、今回の一般質問の件で、環境のことでちょっと勉強はしたんですけども、本当にこの環境問題は難しく、ただ、いろいろ御意見はありましようけど、その住民の方の、本当にその、そこに住んでおられる方のお話とか写真を見ると、本当にやっぱりどうかして、どうかしてあげられないかと、そういう思いになります。

なかなか難しいって言いながらも、法があるんですよね、環境問題にしる、道路の件にしても。やっぱり町としてはなかなか手が打てないというかもしれないけど、法に基づいていろいろと指導していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 12番、白水議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから、11時35分まで休憩に入ります。

11時24分休憩

.....

11時35分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議に入ります。

通告番号3番。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番、丸山です。どうぞよろしく願いいたします。

今回の一般質問の最初の質問につきましては、「宇美町の道路整備方針を問う」と題し、宇美町の道路整備方針についてお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

宇美町総合計画及び宇美町総合戦略の改訂が進められているところです。現在、宇美町総合戦略につきましては、道路整備に関しての記述があります。ここでは、「道路については、県や関係機関と協議を行い、道路整備を確実に進めます」と記載されているだけで、具体的な整備方針が全く示されていません。現在、県道を中心に町内の数本の道路整備が進められていますが、住民目線ではいつになったら開通するのか、また完成するのかも分かりませんし、いつになったら整備に着手するのか分かる資料も見ることができません。都市計画総括図には6本の都市計画道路が掲載されてありますけれども、この道路は本当に整備できるのと思える道路もあるのではないのでしょうか。

これまで、福岡市のベッドタウンとして発展してきた宇美町ですが、これから人口維持、また拡大して活力あるまちづくりを推進していこうとする中で、宇美町に移住してくるかどうかを検討している方々にとって、あまりにも情報が不足しているのではないのでしょうか。また、事業者や企業にとっても宇美町に進出するかどうかを判断するに当たっては、道路の整備状況が決め手になることは言うまでもありません。

例えば、若草地区にあります巨大物流倉庫DPL、これ、ありますけれども、当初はAmazonが進出してくる予定だったと聞き及んでいます。ところが、Amazonの幹部が現地に視察しに来られた際に、たまたま渋滞する時間帯だったのかもしれませんが、太宰府インターから宇美町のDPLまで40分かかってしまったそうです。そういった理由もあり、進出を断念されたと聞き及んでおります。町にとってはあまりにも大きな損失ではないのでしょうか。

やはり宇美町の人口を維持から増加に転じて、町の活力を維持していくためには、道路整備に関する方針を明確に示すとともに、着実に実施していくことが望まれています。もちろん、事業の主体は福岡県、これが主になってきますけれども、あくまで宇美町の道路です。町の方針が大変重要になってくるということは言うまでもありません。

そこで質問に入っていきたいと思います。

最初に、県道筑紫野古賀線の整備方針についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。筑紫野古賀線につきましては、筑紫野市を起点としまして、古賀市に至る延長33キロの主要路線であり、今現在、事業費ベースの進捗率は88.24%ということになっております。そのうち宇美町は延長3,500メートルで、1,800メートルにつきましては供用開始しておりますが、残りが1,700メートルとなっております。

整備方針につきましては、早期完成を図るため、主要地方道筑紫野古賀線道路促進期成会での要望活動を進めていくというところになります。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今、1.7キロということで、残りがですね、言われました。

この残り1.7キロ、これを一気に整備し開通させようとしても、非常に時間もかかりますし、ある程度区間を区切って重点的に整備を行っていく、こういったことが、取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

私も何回かお伺いしたんですけども、特に若草の交差点、以前歩道橋があった部分ですね。そこから山ノ内入口の交差点までの区間、ここを先行整備、この重要性を何度も訴えてきましたけれども、ここが整備されると、宇美東中学校まで歩道が、連続した歩道もつながりますし、安全な通学路も確保できます。

現在、山ノ内地区は、用途地域の見直し等も進められており、今後、健全な開発も進むかと思っています。また、ここが早く整備されておけば、下水道整備の二重投資、こういったものも防げたんじゃないかなというふうにも思っているところです。

以前も質問しましたけれども、この区間で用地買収が進んでいない2筆、地権者はたった一人だとお伺いしてますけれども、ここの用地買収は進んでいるのでしょうか。また、買収が完了していないなら、今後どのようにして買収を進めていくのか、併せて回答をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼します。若草橋交差点から山ノ内の入口の交差点までの区間、約340メートルになりますが、その用地につきましては、現在17筆中15筆、88%まで用地取得が完了しているわけですが、議員言われるように、残り2筆、お一人の地権者と合意に達しておりません。

今年度に入りまして、これにつきましては、もう平成26年度からずっと、一応、交渉の記録があるわけなんですけど、今年度も何度か接触しましたが合意に至らずというところで、県のほうとしましても、次の段階ももう考えてやっていくというところをお聞きしております。

次の段階といいますのは、土地収用法に基づく収用という形になると思うんですが、これも事業認可申請をしまして事業認可を受け、収用委員会とか審査、現地調査等々、そういう手順になると思いますが、そこら辺までもちょっと視野に入れているというところをお聞きしている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私も以前、建設課というところにいました。そのときは、特に志免宇美線、

筑紫野古賀線、この用地買収につきましては、県に任せっぱなしには絶対してないですね。常に情報交換しながら町として協力できるところ、しっかりその辺を日々協議しながら用地買収、本当に手を組んで進めていったところでございます。ぜひ、町としてもできること、県に協力できることありましたら、県に任せっ放しじゃなくて、しっかりその辺は協議しながら手を組んでやっていく、そこをぜひやっていただきたいなど、こう思っております。

ここは道路が開通すれば、一部区間でも開通すれば、宇美町の発展、特に山ノ内区の発展については、かなり改善されていくというふうに思っております。ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、筑紫野古賀線建設促進期成会、これも開催されていると思っております。期成会の開催状況及び協議事項に加えまして、どのように機能しているのか、私はここをもっともっと活用して、予算確保等にもしっかりやっていただきたいなどというふうに思っていますけれども、開催状況、協議事項に加え、どのように機能しているのか、回答を求めます。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼します。例年——令和2年度の総会、幹事会などにつきましては、こういうコロナ禍ということで書面開催というふうな形になりました。

要望活動につきましては、郵送という形になりましたが、福岡都市圏広域行政推進協議会との合同で、国土交通省及び地元選出国會議員等に対して要望しております。また、地元の九州地方整備局にも要望活動は行っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 使えるところ、そういった組織というのはしっかり活用して、また地元選出の國會議員もおられますし、せっかくもう選挙も近づいておるところでございますけれども、そういったところ、また県議会、こういったところも議員の方々もしっかり活用しながら、この建設促進期成会、ここをもっと活動を重点的に取り組んで、予算確保等にもつなげていただきたいというふうに思っております。

続きまして、県道福岡太宰府線についてお伺いしたいと思います。

原田橋から希望学園の入口までしか連続した歩道が整備されておらず、県道でありながら大型車の離合も難しい状況がこの路線については続いてまいりました。もちろん、歩行者や自転車の通行は現在も大変危険な状態が続いているところです。

最近、歩道整備によりやく着手されまして、歩道の形態も見えてまいりました。この県道福岡太宰府線の原田上地区の歩道整備方針についてお尋ねしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 県道福岡太宰府線の希望学園の入口のところから、只越団地のところまでにつきましては、令和4年度末の竣工を目指しているところでございます。

令和3年、今年度ですが、3工区工事につきましては、延長114メートル、のり面工事と取付道路設置工事を今現在行っているところでございます。

最終的に、只越団地から筑紫野古賀線に接続する部分につきましては、那珂県土整備事務所が管轄しているところで、確認しましても、まだそのその時期というのは公表されておられませんので、ちょっと確認ができなかったというところになります。ただ、宇美町の区間につきましては、令和4年度末で完成というところで今見ているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 令和4年度末に、宇美町との、太宰府との町境付近までは整備が完了すると、これ非常に喜ばしいこととございますけれども、今後、筑紫野古賀線と福岡太宰府線のぶつかる交差点、この辺の線形が決まり次第、そういった整備方針が出されると思いますけれども、できるだけ早い着手に向けて、またこれも努力していただきたいなど、こう思っているところでございます。

さて、続きまして、都市計画道路志免宇美線第2工区についてお伺いしたいと思います。

この工区につきましては、いまだ工事が全くなされていないということで、進捗状況が、住民目線でいくと全然見えてこないというのが現状じゃないかなというふうに思います。現在は用地買収等が進められておりますけれども、用地買収の進捗状況どのようになっていますでしょうか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 令和3年8月末現在の用地の買収、進捗率につきましては、全体の筆数が54筆、そのうち契約済みが13筆ということで、進捗率につきましては24.1%ということになります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） なかなか進んでこないということで、非常に危惧しておるわけなんですけれども、この事業認可期間いつまででしたかね。また期間満了までに第2工区、これ開通できる見込みはあるのでしょうか。その辺り、ちょっと踏み込んだ質問になりますけれども回答を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 事業期間につきましては、令和8年度というところになります。

工事につきましては、志免町のほうから工事に入って行って、橋梁の工事へと進めていくとい

うところで、用地買収とかなかなか計画どおりには進んでいないというのが今の現状で、県のほうに確認したんですが、工程につきましては、この令和8年度に合わせる工程を今組んでいるところから、県のほうには確認をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 併せて、志免から事業を進めていくということをおっしゃいましたけれども、志免町が進捗状況、どのようになっていますでしょうか。用地買収率等で回答いただければ助かりますが、お願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） これも、令和3年8月末現在の用地買収の進捗率でございますが、全体の筆数が43、そのうち契約済みが31ということで、進捗率は72.1%というところになっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そうですね、志免町は結構進んでいるなど、それに対して宇美町の進捗状況が遅いと、これ非常に気になりますけれども、ここには大きな橋もかかります。併せて、しっかり進捗率を合わせていくぐらいに持っていかないと、この橋の建設等も進んでいかないんじゃないかなと、こう懸念しておりますけれども。

続いて、志免宇美線、これ、建設促進期成会、これも設置されています。期成会の開催状況及び協議事項に加え、どのような機能を果たしているのか、そういったところまで回答していただけますと助かります。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 志免宇美線の期成会につきましても、他の期成会と同様、コロナ禍で2年度につきましては書面開催ということになりました。

これまで、国土交通大臣、国交省、福岡県、福岡県議会、地方整備局とか、要望活動を行っておりますし、事業目標としては、要は機会あるごとに、国・県及び地方選出国會議員、県會議員に対して積極的に要望活動を行うという事業目標を抱えていますので、その目標に向かって、早期完成に向けて、この志免宇美線に、事業に予算措置などしていただくように働きかけるということになっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 都市計画道路ということで、当然、宇美町も負担金を払っていかなくちゃいけない、これも補助がついた工事につきましては、あるいは用地買収につきましては、町の負

担も6分の1で済むと、これは補助がつかなければ4分の1の負担ということで、町の財政負担も非常に大きくなっていくということが非常に懸念されます。ぜひ御参加いただいている国会議員や県会議員の皆様通じまして、ぜひこの要望活動もしっかり行って、補助をしっかり活用した整備に結びつけていただきたいなど、こう望んでいるところでございますが。

さて、今回の質問の核心に入っていきたいと思います。

県道飯塚大野城線につきましては、乙金地区の4車線化これが進んでおりまして、今年度の末には宇美西口交差点まで完成するとされているところです。日に日に道路の線形も見えてきまして、完成に大きな期待が寄せられています。

大野城市側の工事が完成すれば、人の流れが大きく変わっていくと、こう私は読んでおります。3号線の利用者を含めまして、空港、福岡空港や博多駅方面に向けた交通量もかなり増加するんじゃないかなと思っています。

大野城市側が4車線化することは大変ありがたいと、こう思っておりますけれども、それに対して宇美町側の道路整備が遅れているんじゃないかと、ここ非常に懸念しております。

町道長谷～松ヶ本線あるいは四王寺坂入口の交差点、こういった道路、交差点の渋滞が非常に懸念されております。町道長谷～松ヶ本線、これは貴船自治会の子どもたちが宇美小学校までの通学路として使用しておりますけれども、大きな交差点を3か所通過しなければたどり着けません。

また、この間もちょっと質問しましたけれども、隣地との境界確定が行われていない部分もありまして、歩道の幅が十数センチ程度の箇所もあり、これは早急な整備が望まれている道路でもあります。

また、この区間、都市計画上も長谷辻荒木線として27メートルの道路が都市計画、決定されております。

そこでお尋ねしていきたいと思いますが、町道長谷～松ヶ本線の整備方針、ここをまずお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 議員言われますように、町道長谷～松ヶ本線で、かつ都市計画道路の決定もされている道路でございます。

この路線の道路がちょっと傷んでいるというところで、これは以前の県道になりますが、県の部分は県道で最近舗装をしております、今回、町道の部分を、ちょっと悪いところを至急直すというところで補正予算をしていただいたところで、歩道の件に関しましても、前回、御質問頂きましたように、歩道が狭いところがありますので、ここは隣地の方と以前からいろいろ交渉しております、もうここも歩道整備やっしまおうというところで、今、進めているところでご

ざいます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ありがとうございます。

あと都市計画道路長谷辻荒木線、これ宇美西口交差点から志免宇美の交差点まで該当すると思
いますけれども、ここを整備するとなると莫大な費用がこれ必要になると、こう思っています。
27メートルの道路ですからね。概算でどのくらいの予算が必要だと見込まれておられますか。
回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 概算の概算というぐらゐの数字になるとは思うんですが、志免宇
美線の工事費を参考にしますと、延長1,150メートルで49億かかっております。そうする
と、1メートル当たり426万というところで、長谷辻荒木線が940メートルございますので、
それ計算しますと39億ぐらゐの金額になります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今、39億と出されましたけれども、もうちょっとかかるかもしれません。
当然、町単独でそれだけの工事を行うということは大変難しく、予算を捻出することは非常に、
もう不可能じゃないかなと、私、思っています。

現在、この道路、県道から移管されて町道長谷～松ヶ本線として町が管理しております。もち
ろん、入念な検証が必要だと思いますけれども、私は、県道飯塚大野城線のバイパス、今、県道
になっていますね、ここを宇美町が譲り受けて、町道長谷～松ヶ本線、ここを再度、県に再移管
した上で、福岡県に都市計画道路長谷辻荒木線を整備していただくことができないかを真剣に検
討することが必要な時期に来ているのではないかなと、こう思っております。

こうしたことを踏まえまして、都市計画道路長谷辻荒木線の整備方針ここをお示しいただけた
らと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 都市計画道路長谷辻荒木線につきましては、平成8年の1月に都
市計画決定を行っております。延長940メートル、幅員27メートルの4車線というところにな
ります。

現在、都市計画道路の志免宇美線の工事が進んでおりますので、併せて同じ町内で都市計画道
路として工事を着工するということは、なかなかもうほぼ難しいというような状況になります。
ですから、当然、早期着手を目指すためには何らかの方法、調査研究をする必要があると思いま
す。議員言われたのも1つの案ではないかなと思います。

大野城のバイパスと交換ということになって、大野城バイパスにつきましても大きい橋梁が2つあるというところで、当然、議員言われますように、要は建設のときのインシヤルコスト及びランニングコスト、そういった分をきちんと検証しながら、どういう作戦が一番いいのかというのは、やっぱり検討する必要はあるというふうに思いますし、今、検討をしていきたいというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 先ほど私が言った整備方法、これ、実は数年前に福岡県土整備事務所と宇美町とで話し合っただけで、こられたという経過があるんじゃないかなと思います。現在は所長も替わられて、この話、もう協議のテーブルにもものってないんじゃないかなと思っています。

道路整備の着実な推進に必要なことは、道路の整備方針、ここを明確に示すことが大切ではないかなと常々思っています。宇美町の最上位計画である総合計画に明記することはもちろんなんですけれども、宇美町の総合戦略、ここにも具体的に明記すべきではないでしょうか。それと併せて、個別の路線については、きちんと覚書等どんな形になるか分かりませんが、これをしっかり締結しておく、こういったことも必要になってくるんじゃないかなと思っています。

県土整備事務所の所長が替わるたびに方針がころころ変わってしまう、こういったことだけはぜひ避けていかなければならない、こういうふうに思っています。

こうしたことを踏まえた上で、町道長谷～松ヶ本線及び都市計画道路長谷辻荒木線を着実に整備していくために、町は何をどのように実行していくのか、ぜひ町長に御回答求めたいと思いますが、お願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） お尋ねの都市計画道路をはじめ、道路の整備につきましては、当町の発展にとりまして、非常に重要かつ喫緊の課題であると、このように認識をしているところでございます。

このことを踏まえまして、現在当町では、慢性的な渋滞状況が続いている県道福岡太宰府線、この役割機能を補完軽減しつつ、様々な交通利便に供することができるよう、バイパス的な機能を有しました都市計画道路志免宇美線の整備事業に取り組んでいるところでございます。しかしながら、先ほど担当課長も答弁しましたとおり、用地の確保、道路事業は、もう用地買収というか、用地が確保すれば大体その事業のもう七、八割は終了することができるかというか、用地が確保すれば大体その事業のもう七、八割は終了することができるかというか、そういう形で関係者の方もよく言われますけれども、なかなかこの用地確保というのが、非常にこう体力を要するというので、現在、宇美町ではこれに非常に時間がかかっており、少し進捗が遅れているというのが現状でございます。

また、本路線と関連が深い長谷辻荒木線の整備についてでございますけども、これは平成30年の9月議会で、平野議員のほうから渋滞が慢性化しておるこの町道の整備につきまして、御提案を頂いたところでございます。

このときの答弁と重なる部分もございますけども、大野城市と宇美町をつなぐ現行2車線の道路が、議員のほうからありましたように、間もなく大野城市側から高速道路の高架まで4車線に拡大して整備をされる予定でございます。そして、高架内の、現行は片側1車線、両側2車線となっておりますけども、この道路が宇美町へ入る側の道路につきましては、片側2車線となり、両側3車線となる、このような計画でございます。

そのようなことで、宇美から大野城市側へ向かう車両の流れはかなりスムーズになると考えられますし、高架下から宇美へ入る車両につきましても、直進と右折左折の3方向の選択肢がございますので、これによる渋滞緩和の効果を期待しているところでございます。しかし、一方で、これだけでは当該エリアが抱える交通渋滞の抜本的な改善にはならないと、このように思っております。

当町としましては、渋滞緩和による快適な住民生活や都市機能の確立、また道路ネットワークの充実向上という観点からも、まずは現在着工している志免宇美線の早期完成に最優先で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

加えまして、議員から御指摘ございました、高架下から福銀前までの町道長谷～松ヶ本線、大野城から高架をくぐり四王寺坂団地、また若草を抜けて三原方面へと走ります県道飯塚大野城線バイパスでございますけれども、これらの道路は都市計画道路志免宇美線とのネットワーク性が極めて強いと、このように思っております。

今後、これらの道路の都市計画道路と町道への位置づけ、これは先ほど交換してという提案もございました。確かにそれも含めまして、本当にこの2つの道路どのようにするのか、付け加えさせていただきますと、これまで町としては、この県道飯塚大野城線、これ、ずうっと道の長さも長いですし、特にその過程に炭焼大橋、そして若草大橋、大きな橋梁を抱えております。

これを町単独で譲り受け、町道として将来にわたって町が維持管理をしていくとなると、これはすごい体力、財政も含めてですけども、を余儀なくされる、ここでいわゆる後世に負担を残すためにそういう決断をしていいのかという大きな懸念がございます。

しかし一方で、現状のいわゆる志免宇美線、整備している、そして高架下から井上交差点、そして福銀前までの慢性的な、日常的な渋滞状況を見ると、やっぱり今言われました町道長谷～松ヶ本線、そして都市計画をうたわれております長谷辻荒木線ですか、これをいわゆる都市計画道路として県にやってもらおう、これも一案かなと。

でも、これを取ると、先ほど言いました県道飯塚大野城線は、町道として町が管理をしなけれ

ばならない、現在のところですね。これをどのように策を出してやっていくかというのについては、これは大きな判断を要しますし、いろいろきめ細やかな調査研究を基に、十分、県等とも協議をしながら、宇美町単独だけでは決められる話ではございませんので、ひとつここは大きな判断が要るだろうと。

しかしながら、先ほど課長も言いましたように、現在、志免宇美線、やっとながけて、昭和40年後期に計画があった志免宇美線が、やっとながけて来て、二、三年前から動き出したと、当町はそういう状況でございますので、まずは何とかこの長年、積年の宇美町の願いを、まずこの都市計画道路の完成を、これに集中をしたいというふうに思っておりますし、そして同時に複数の都市計画道路を整備することは、財政面等も含めまして非常に困難な部分もございますので、そうは言いながら、これも急を要することでございますので、この志免宇美線の整備事業と併せまして、重複した形で、このいわゆる全面供用開始が見え出したというか、あらあら整いつつあるような状況、あるいはそのもっと交え、クロスをしながら、スケジュール的にはクロスをしながら、そういった調査研究にも早急に着手をしまして、そして先ほど言いました、大きな決断を迫られる、いわゆる都市計画道路、町道との位置づけ、こういったものについても早急に方針を決定して、そして志免宇美線の次の事業、これが終わって次というケースもありましょうし、重複をしながらという形もあると思えますけれども、これ、そのときの当町の例えば財政状況とか、あるいは国・県等の支援の状況等々、それについては、志免町、それからもちろん当町も、期成会それからそのほかの全国の道路の関係の総会とか、それから市町長会等々、様々ないわゆる組織の枠組みがございますので、あらゆるそういった組織の活力を活用しながら、十分に国・県のほうへ継続して、今後も陳情をしていかなければいけないと、このように思っておりますが、いかんせん、やっぱり宇美町、町レベルの自治体でもう本当に体力をそがれるような都市計画道路整備を2本も3本も複数でやるというのは、これはなかなか非常に困難、困難と言えやらないというふうに聞けますけれども、そういうことじゃなくて、今言いますように、宇美町としてはやるべき必要性は十分あるわけでございますので、今後のそういった戦略、スケジュール等もにらみながら、国・県等とも協力しながら、また志免町とも協力しながら、こういったその動き歩みに、さらに拍車をかけていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） いろんな検討が必要だと思っております。ただ、住民目線で非常に大事なことは、その方針をきちんと示す、その方針がきちんと示されない限りはやはり実行も遅くなっていく、後手後手を踏んでいくということにもなりかねません。

せつかく、宇美町総合計画そして総合戦略が、今、つくられています。そういったところにきちんと明記しながら、当然しっかり検証してという話なんですけど、そういったところにしっか

り取り組みながら、宇美町の将来の姿、これをしっかりと描いていく、これが非常に大事になってくると思っています。ぜひ、そういったことにも尽力頂けたらと思っています。

これで、1つ目の一般質問を終結いたします。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまより、13時まで休憩に入ります。

12時10分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番、丸山議員、どうぞ。

○1番（丸山康夫君） それでは、2つ目の質問につきましては、「緊急事態下（災害時）の情報発信ツールの拡大を」と題し、災害時における情報発信に特化した質問を行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今回の豪雨災害につきましては、これまでに経験したことがないような雨が10日間以上続き、斜面の崩落や地滑りの予兆等で町内の3か所の道路が通行止めになりました。ほかにも数箇所では被災しており、一日も早い復興が望まれているところです。

初めに、この豪雨でお亡くなりになった方々、そして被災された方々に対しまして心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、災害対応に御尽力頂きました町職員の皆様、消防団員の皆様、自治会の役員、小学校区コミュニティの役員の皆様はじめ自主防災組織の方々につきましては、献身的に活動頂き心より感謝を申し上げます。

さて、私も大雨が降り続けている間中、ずっと役場が発信する情報をはじめメディアが発信する情報、気象庁のホームページ等とにらめっこをしながら、また河川の水位あるいは調整池の水位なんかも注視しながら成り行きを見守ってまいりました。そうした中で、災害警戒本部の設置から災害対策本部の設置、避難所の開設や避難指示についてはおおむね的確に行われ、大きな混乱もなかったと思います。

また、役場ホームページも通常から赤い画面に切り替えて、住民に対し注意喚起を行いますとともに、危機意識を持っていただくことができたと思います。また、災害に関連した情報は、1か所にまとめて見やすいようにされるなど工夫もされていたと思います。

時折けたたましいアラームが鳴り響き、防災メールが送られてきましたが、発信のタイミングもよかったんじゃないかなと、こう思っております。

避難指示につきましても、先を見通して、暗くなる前に避難を呼びかけるなど、タイミングもよく研究されておられました。また、避難指示に先駆けて避難所の設置も済ませておくなど、万

全の対処をされていたことを高く評価させていただきます。これも日頃から職員や議員を対象に避難所の設置訓練あるいは参集訓練、机上訓練等を積み重ねてこられた成果が現れたと、こう思っております。

このように適切な対処をされていた中でしたが、私なりに幾つか気になる点もございましたので、今回その辺りを中心に質問を行いたいと思います。

まず、避難指示に従い避難所に避難された方々の人数ですが、累計で22世帯44名との報告がありました。これを聞いて、かなり少ないのではないかなと違和感を実は持ちました。避難対象者が3,000人を超えている中で、実際に避難された方は2%に満たない状況ではなかったかと、こう思っています。

最初の質問ですが、避難対象者に対して実際に避難された方が少なかった要因、これをどう捉えてありますでしょうか、担当課の見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） それでは、お答えをさせていただきます。

今回、8月の大雨で山間部を中心に土砂災害警戒区域及び山間部、山沿いのお住まいの方を対象に1,382世帯約、3,000人の方を対象に避難指示を発令いたしております。避難者の数は、先ほど議員もお話しされたとおり22世帯44名の方が避難をされております。率直な感想といたしましては、想定よりも少なかったというふうには感じております。

危機管理課といたしましては、6月のうみ広報で避難の方法について、公共施設であるとか、安全な地域にお住まいの親戚、知人への避難、それから安全な場所での車中避難ということを御案内をさせていただいております。

今回、ひばりが丘ののり面崩壊に伴いまして、周辺の住民約22世帯に避難指示、事業者は2者、避難指示を出しておりますけれども、個別の連絡を取って呼びかけをいたしております。その場で連絡がついた方にはその場で、つかなかった方については個別に夜間に御自宅を訪問させて連絡を取っております。その中でお話が出てきたのが、親戚、知人、子どものところに一時避難をした方、こちらの方が約半数近くいらっしゃいました。宿泊施設に避難された方も1世帯ございました。少ない調査というか、少ない聞き取りではございますけれども、このように親戚のところに避難されるというようなものを全体に置き換えますと、今回の大雨で親戚や知人の自宅に一時避難された方もいらっしゃるのではないかな。

もう1つは、今回の大雨が8月のお盆の時期にちょうど重なっておりまして、子ども、親戚等が自宅にお見えになっているというようなケースも考えられますので、そういった多少の安心感から避難を御遠慮された方もいらっしゃるのではないかな。

さらには、新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言措置中でございましたので、罹患の

おそれを心配されて御自宅にとどまられた方もいらっしゃるのではないかというふうには想像しております。

しかしながら、逃げ遅れによる被災がないためにも、これからも校区コミュニティの防災会議や防災研修を通じまして避難の重要性についての広報活動は努めていきたいというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ありがとうございます。そこで、今回の大雨で町道竹ヶ下～桜ヶ丘線のり面崩落や町道有内～苔牟田線のクラック発生に伴う車両通行止め等、住民の生活に直結する道路情報の発信、これに関しましてはしっかり検証して今後に活かしていく必要があると考えています。

この2つの案件について、事案を掌握してから担当課が情報を発信するまでの経過について報告を求めたいと思います。また、どのような情報発信を行ったか。これについても併せて回答を求めたいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。まず町道有内～苔牟田線は、若草交差点から衛生センターに向かう道路になりますが、8月14日土曜日15時50分、住民の方から通報頂きまして、職員が現場に行きクラック陥没を確認。危険と判断し通行止めの看板等の措置を取るとともに、町の対策本部、粕屋警察署、南部消防署、ハピネス号、自治会と災害協定の土木会社等に連絡をしております。その後、職員で近隣の企業など28軒を訪問しまして、通行止めの周知をするるとともに、並行しまして、19時15分に町のホームページに通行止めのお知らせを掲載しております。

ひばりが丘のり面崩壊につきましては、8月18日水曜日9時30分頃、職員が町内巡回時に遭遇しまして、先ほどと同様に関係機関に連絡するとともに、自治会に連絡しまして、防犯カメラを設置してありますから、その防犯カメラの映像を確認。並行して通行止めの看板を設置、その後、近隣の企業や住宅41軒を訪問して通行止めの周知を行い、13時30分に町のホームページに掲載をしたと。その後、5か所で職員及び消防団で交通整理を行ったというふうな経緯がございます。

どのような発信を行ったかという御質問ですけど、町のホームページに地図をもって通行止めのお知らせをしているというところと、近隣の企業、住宅につきましては、その通行止めのチラシを職員手分けして配布したというところになります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) あとフェイスブックでも情報発信されましたね。結構時間がたっていたというのも気になる場所なんですけれども。

両道ともに交通量も多く、特に竹ヶ下～桜ヶ丘線、通学路にも指定されており、迂回は遠く志免町まで回らなければならないということになっています。開通の見通しや途中経過などは頻繁に情報発信すべきではないかと思っておりますが、担当課の見解を求めます。

○議長(古賀ひろ子君) 安川課長。

○都市整備課長(安川忠行君) 今議員言われるように生活道路になっていますので、工事の進捗、いつ通れるのかというのはすごく気になる場所だと思いますし、これまでホームページとかチラシの配布、また回覧板とかでも周知をさせていただきましたが、今後も進捗につきましては同様のお知らせをさせていただきたいと思っております。今のところ10月末を目標に、一応片側通行目指して工事をやっていますというような、地元回覧板等でお知らせしているところです。

今回の情報発信なんですけど、実際災害発生してから3時間半とか4時間ぐらいたってやっとホームページに載せているというような現状になっています。災害の規模にもあると思いますが、なかなか現場対応とかいうところでホームページまでなかなかたどり着かないというのが現状でして、今回の経験を生かしまして、基本的には災害対策本部を中心として情報発信の方法等については検証する必要があると思っておりますし、検証していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) その検証が私非常に大事じゃないかなというふうに思っていますけれども。そういった検証する中、避難指示、警戒の呼びかけ等はフェイスブックやツイッターのSNS及びホームページを活用して情報発信に努めてこられました。

ただ、宇美町のSNS、このフェイスブックとツイッターですね、フォロワーがかなり少ないんじゃないかなと、ここを非常に懸念しているわけなんですけれども。役場が開設しているフェイスブック、そしてツイッター等のSNSのフォロワー、これ実際何人おられますか。回答を求めます。

○議長(古賀ひろ子君) 佐伯総務課長。

○総務課長(佐伯剛美君) 失礼いたします。まず、フェイスブックですけれども、公式アカウントと分野別アカウントをそれぞれ持っておりますが、合計で678人、ツイッターに関しましては、同じく公式と分野別がございますが、合わせまして543人の登録がございます。

○議長(古賀ひろ子君) 丸山議員。

○1番(丸山康夫君) それぞれ内訳はわかりますか。

○議長(古賀ひろ子君) 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 内訳ですけれども、公式のほうに関しましては、フェイスブックが430人、ツイッターに関しましては313人、分野別に関しましてはそれぞれ細かくなりますけれども、そこも必要ですか。（発言する者あり）よろしいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） このフォロワーに関しまして、やっぱりフォロワーを増やす取組が必要じゃないかなと思います。私も令和元年3月の一般質問で「戦略的・積極的な広報宣伝活動の展開を」と題し、一般質問を行った経緯があります。もちろん町の魅力等の積極的な情報発信、これを促すものであったんですけれども、こうした効果に加えまして、有事の際にいち早い情報伝達ツールとしての活用も視野に入れての展開を期待してこういった質問を行いました。この辺りは総務課が所管する情報管理係が果たすべき役割じゃないかなと思います。所管課の見解を求めたいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。フェイスブック及びツイッターに関しましては、ホームページでの情報発信を補完するツールとして、平成29年から活用しております。防災や町の魅力発信など、情報発信の頻度やニーズが多い分野については、先ほど申し上げたように分野別のアカウントをそれぞれ開設し、所管課のほうにそれらの運営も任せております。

何よりも情報発信の迅速化というところで、以前は総務課で一元化しておったんですけれども、早いタイミングでの情報発信、これは有事の場合と平時の場合もちろんあるかと思いますが、これらは平時の部分に関しては、それぞれの課で個別に対応させているのが実情でございます。

丸山議員のお話にありますフォロワーを増やす取組というのは、なかなか日進月歩というわけにはいかない状況でございます。これにはSNSとしての特性が多分に寄与しているのではないかなと思っております。なぜならSNS自体がやはりコミュニケーションツールとしての難点が上げられると思います。通常、SNSいろんなものがございしますが、基本的には登録制の会員サイトであるということ、それと、この登録制というところで、なかなか年配者の方には波及しにくい。若い方たちは簡単に入られて簡単にやめられてと、そういう感じで割とさくさくされていますけれども、年配の方にはなかなか浸透しづらいというのが今の実情です。

現状はフェイスブックやツイッター、ほかにもインスタグラムやライン等であっても万人が利用しているツールではありませんし、より多くの住民の方にSNSを活用し、情報発信していることを知っていただくためにも、本町で行っているツイッターやフェイスブックに関しては、広報等を使って根気強く周知を行っていく必要があるのかなと思っているところでございます。

既にSNSのユーザーである特に若い方たちに関しては、自治体から発信される情報に関しては、フォローせずに必要なときだけ検索を行い閲覧されているケースが大半ではないかと思いま

す。これは私もそうしているからであって、登録、フォロワーになると日々たくさんの情報が来て見るのが面倒くさくなる。そういったことから取捨選択をして自分が欲しい情報を得るのが、このSNSの利点でもあると思っております。

そういったことからユーザーの方から自治体の情報に興味を持ってもらうための、例えば記事を掲載する際のハッシュタグのつけ方とか、閲覧者がその情報にたどり着きやすい配慮が必要であると思っております。

こういったことを行いながら、議員おっしゃられるようなフォロワーの増加、宇美町のSNSやホームページに情報を求められる方が増えるような努力をしてみたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひいろんな検討を深めていただけたらと思いますけれども。宇美町が開設しているSNSですね、現在、フェイスブックとツイッターがあります。ほかにもインスタもあればライン等も活用されております。様々なSNSが活用されておりますけれども、それぞれやはり長所・短所があり、利用者の年齢層も様々です。そうしたことを踏まえすと、災害時の情報発信ツール、これ多いにこしたことはないと思っておりますが、現在のフェイスブックとツイッターに加えて、様々な媒体を通して積極的な情報発信、これを行うべきと思っておりますけれども、担当課の見解を求めたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

いろんなSNSがございます。最近では、特に福岡市がLINE株式会社と提携をして市民にライン、情報を発信するといったことから、近隣の市町村もこれに乗っかり始めているという実情があります。私たち総務課情報管理係もこれらについては調査・分析等を今行っているところでございます。

ちなみにラインはかなりの方々に浸透をしております。このラインについて、既に利用されている自治体、福岡市をはじめということは冒頭申し上げましたが、これらの利用を今検討している自治体も含めて、この事業者が提供するラインを活用したサービスを利用する方法と自治体が独自で公式アカウントを開設して情報発信に利用する方法が主な方法として行われているというような形でございます。

ラインですけれども、今回コロナワクチンの接種で、本町もこのラインでの予約等ができるような配慮を行いました。併せて日本全国同じような形を取られておりますが、近隣の町でもこのライントラブルはかなり多く起きております。

1つが、やはりLINE株式会社の個人情報等の管理上の懸念、それと政府機関を含めた自治

体において、ラインを活用する場合の考え方等々についても、総務省のほうからこのSNSの利用については自治体の判断であるというようなこと、それと、事業者が提供するサービスにおいて、一定の条件を満たす場合を除き慎重を期すことが求められるということで、国のほうも注意喚起を各自治体のほうに行っている状況でございます。

ちなみに近隣の糟屋地区においては、この事業者、LINE株式会社が行っているラインを活用したサービスに4町が今年から乗っかかれています。ただ、この4町の担当とももちろん話をする機会たくさんあるんですけども、まだフルに活用されている状況ではない。どちらかという、どういう使い方をするのか今考えあぐねているというような回答がほぼほぼでございます。また、独自にポータルを立ち上げるのではなく、そういう会社に乗っかる場合は、かなりの費用負担が求められているというような実情もあるみたいでございます。

いずれにしても、今後、SNSいろんな形で増えていくと思いますので、調査・研究をしっかりしながら、よりよいものを選択し、住民の方々への周知を図るそういうアイテムの1つとして考えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ御検討いただきまして、しかもスピード感を持ってやるというのが私、大事じゃないかなと思っていますんで、その辺りも検証の材料にさせていただけたらなと思っています。

私が大雨や台風の接近に際して、一番頼りにしているのが気象庁のホームページになりますけれども、土砂災害警戒情報やほかの警報、あと注意報、最初にその画面見ます。そして雨雲レーダーで今後の雨の降り方等を自分なりに推測していくわけなんですけれども、今回、その気象庁のホームページが突然見れなくなったと、こういった事態が起きました。恐らくアクセスが集中してシステムダウンしたんじゃないかなと思いますけれども。そうするとテレビからの情報に頼らざるを得ない、こういうふうになってきますが。宇美町の避難情報もテロップでぴろっと流れるんですよ。ただ、見逃してしまうと、また宇美町の情報が流れるのにしばらく時間がかかると。そういったことを常々いろいろ考えながら見ていたわけなんです。

そうした中で今回改めてなんですけど、dボタンがある、よかもんがあるなど、こういうことを確認しました。そこでdボタンについてお伺いしたいと思いますけども、現在の運用状況、これどのようにしているか回答を求めたいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） dボタンについて御回答させていただきます。

災害時におきましては、当課に置いてあります福岡県総合防災情報システム——Lアラートというものなんですけど——こちらは福岡県全体がネットワークでつながっておりまして、当町を含

め市町村が発表する避難指示等の防災情報を発信することで、県に同時に報告することができます。

また、このシステムは報道各社とつながっておりますので、迅速に情報を提供することができます。その結果、各家庭でテレビをつければ、どこの局でも防災情報、先ほどお話にあったテロップが見られるようになっております。

議員御質問のdボタンの情報発信でございますけれども、先ほど申しましたLアラートのシステムを通じた防災情報に限っては、災害時には各放送局のデータ文字放送のdボタンですね、データ文字放送のデータ放送表示形式には各社違いがございます。違いはあるもののdボタンで宇美町にお住まいの方は、宇美町の情報が見れるという状況になっております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それと、あとこのdボタンで気になったことがあるんですけども、都市圏の大半の自治体ではKBCのdボタンについて、毎月10万円の契約料を払えば、町独自の情報、例えば車両通行止めの情報や冠水の情報ですね、避難所の情報など詳細にわたって自治体から発信できると、このように聞いています。ただ、近隣の自治体の中で宇美町だけがこの契約を行っていないと聞き及んでいるんですけども、町の情報発信ツールとしては多いにこしたことがないと私思っているんですけども、ぜひこの辺りの見解、何で契約していないのか、この辺りも含めて担当課の見解求めたいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

KBCが提供しているdボタンサービスについては、昨年、令和3年度からの導入について、粕屋管内の町長会の中でもかなりの議論がされ、営業の方も本町にも何度もお見えになりました。

災害時において危機管理課から発信する情報についてのdボタン、他局の分に関しては先ほど危機管理課長が答弁したとおりでございますが、これらはもちろん全て無料で利用をさせてもらっている状況でございます。

議員もおっしゃられたように、今回KBCの分に関しては、当初から月当たり10万円、5年契約で600万という内容での営業にお越しになられております。それと、メリットの分としては、有事の際は安い買い物なのかもしれませんが、平時の場合は使い道のないアイテムになってしまうということが1つ。

それと、あくまでも1チャンネル、KBCの視聴者だけが見るという内容でございますが、今回の長雨の場合であっても、住民の大半の方はNHKを見ていらっしゃるんじゃないのかなと思います。NHKにもこの内容はそっくり投げております。こういうサービスをNHKとして

行うつもりはないのかというようなことも投げかけております。

また、このKBCさんのやつには基本はテレビのB—C A Sですかね、郵便番号で管理されている内容で情報を引っ張っているみたいでございます。だから隣町に行くと情報が見れないというような状況になるわけでございますが。さらに文字制限もございまして、5 1 2文字しか打てません。そういった内容の中で情報発信を行っていくという形になるわけでございますが、残念なことに視聴がどれぐらいあっているのかとか一切分かりません。それと、プッシュ機能もございません。更新をしましたとかいう通知を送ることもできないということで、だから、結局、視聴者の方が何度もd ボタンを押さないと情報更新がいつされたのかも分からないというような状況です。

既に近隣では新宮町と宇美町の2町が、もうしばらく状況を見ましようという形で今回この話には乗っかかりませんでした。しかし、やはり高額であること、それと、今申し上げたように、まだまだちょっと隙間があるかなと。それと、他社が同じようなサービスを行ったときにどうするのかというようなことも含めて、しばらくはやはり情報収集と分析、それと、今後どのようにするのかというところを慎重に考えてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 当然有事でない場合、宝の持ち腐れということもあるかもしれません。私は有事の際のことをもっとやったほうがいいんじゃないのと。人の命が金で買えるとは言いません。ぜひこの辺りもっともっとしっかり検討していただく必要があるんじゃないかなと思っております、その辺をお願いしたいと思います。

また、情報発信とともに大事なのが、避難者の情報収集じゃないかなと思っております。そうした中で避難所のW i — F i 環境というものを整えていくということも大事なことじゃないかなと思っております。最近スマホ教室にも取り組まれている中で、公共施設のW i — F i 環境の必要性、こういったことも強く感じてあるんじゃないかなというふうに思っております。宇美町の公共施設のW i — F i 環境整備状況、どのようになっていますでしょうか。回答を求めたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） W i — F i 環境の整備についてお答えをさせていただきます。

携帯電話が普及した現在では、多くの情報を携帯から入手しているということは容易に想像ができるところでございます。災害時においては、その情報収集の頻度が格段に上がるというのも予想されるところでございます。

国のほうも、指定避難所については、W i — F i 環境の整備を推奨しているところでございます。そのW i — F i 環境整備につきましては、情報収集環境整備を整えるという意味でも、利用

環境または諸問題等も幾つかあるかと思っておりますけれども、施設管理者と協議を行いながら検討させていただきたいというふうに考えております。また、財源についても、使用できる補助メニュー等を調査をしながら行いたいというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひいろんな交付金等も使えるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただいて、導入に向けて御尽力いただければと思っています。

最後の質問に入っていきたいと思っておりますけれども、災害対策本部や災害警戒本部、設置して、本部長の指揮命令下で行動を行っていく中での情報発信の体制、これについてお尋ねしたいと思います。

私は有事の際の情報発信は、全て災害対策本部長名、それが警戒本部長名であるかもしれませんが、総務課の情報管理係が中心となって一括して行うべきじゃないかなとこう思っております。

避難者の皆さんに危機意識を持っていただき迅速な避難を促すためにも、危機管理課の名前で情報発信するより、災害警戒本部長や災害対策本部長の名前で呼びかけたほうが、住民の皆さんは行動に移しやすいんじゃないかなとこう思っています。

例えば危機管理課が対策本部の事務局も担いながら避難所の設置運営、そして人員の配置、てんやわんやの状態じゃなかったかなと思います。また、消防団や自主防災組織の対応等も行わなければならない、それこそ何日も家に帰れない、そういった状況が続いたんじゃないでしょうか。また、都市整備課や環境農林課など、現場を抱えている課においても現場パトロール、被災箇所の確認、そういった対処も行わなければならないと思います。そうした中で、正直言って適切な情報発信が、なかなかそこまで手が回らなかったんじゃないかなと、こういうふうに思っています。

こういった状況を踏まえて質問を行っていききたいと思います。SNSによる情報発信、これを行う際の決裁ルート、これどのようになっていますか、今。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

SNSにつきましては先ほど申し上げましたように、公式アカウントと分野別アカウントにて運用しております。分野別アカウントは、情報の専門性や発信の頻度、ニーズにより開設したもので、まちづくり課や社会教育課、危機管理課にもそういうアカウントを持たせております。

決裁ルートにつきましては、分野別アカウントを有しない、いわゆる公式アカウントの分につきましては、所管課において掲載情報を作成してもらわないと、議員おっしゃるように、情報管理係でという内容ではとても対応できません。というのは、今回の有事の場合も、例えば被災箇所であったりとか状況であったり、どういう対応するのか、どこを通行止めにするのか。これを情報で正確に安全に間違いなく流していくためには、やはり原課の情報がないとそういったもの

はできませんし、そういった意味では、そういうSNSの発信であったり、ホームページの例えば入替えですね、そういったものに関しても、情報管理係はもちろん技術支援等協力等は常にさせてもらっております。そういった内容でございますけれども、いずれにしても、公式の分に関しては所管課で情報をつくっていただき、所管課の決裁をまずしっかり頂いた上で、総務課のほうで情報掲載をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） あと、被災状況に対してのメールの問合せ等、いろんなメールが問合せあったんじゃないかなと思いますが、その対応等はどのようにされていましてか、今回。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 今回の災害におきまして、危機管理課、都市整備課への問合せのメールとしては6件ございました。内容としましては、防災無線が聞こえないというメールが1件。こちらにつきましては、危機管理課のほうからおわびと宇美町防災メールの配信、それから防災行政無線の音声案内を御案内をいたしております。

あと水位雨量観測情報へアクセスができない、先ほど議員がおっしゃられた気象庁のダウンしたということで、アクセス件数が非常に当課のほうでも多かったんじゃないかというふうに分析をしております。これらにつきまして危機管理課のほうからおわびをさせていただき、この件については今後改善に向けた検討が必要であるというふうには当課としては認識をしておるところでございます。

それから、ひばりが丘のり面崩壊の件が3件、これの件に関しましては関係課に確認を取りまして、危機管理課のほうから回答をさせていただいて、関係課に対応をお願いしたというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私、こういった災害対策本部が設置されるような状況、そういった有事の際の情報発信は、やはり災害対策本部長名で、また総務課の情報管理係が中心となって一括で行う、こういったことを検討する必要があるんじゃないかなと思っています。

各課からの情報発信では、やはり住民に対しての危機意識も伝わりにくいんじゃないかなと思いますし、情報の発信源、これの一元化というものが、混乱を招かずにやっていける、そういったことにもつながってくると思います。ここはぜひ御検討いただきたいなと思いますけれども、最後に町長の見解を求めたいと思います。お願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 情報発信の一元化という、御質問というよりも御提案というふうを受け止めましたけども。確かに言われますように、議員の質問の中にもありましたけれども、例えば避難指示を出すとか、そういった場合に住民にこれは働きかけを行う。そのときにやはり町として公式に災害対策本部なりのそういった組織を設置をしておると。その中で課長含めて、いろいろそこで協議を行って決定をする。そういうプロセスを取っておりますけども、その決定した結果におきまして、住民の方々に速やかにその結果をお知らせをし、そして避難行動へと誘導していく。そのためにはやはりその責任の下に本部長名での発信、これは不可欠であろうと思いますし、議員のほうも申されました、住民がさあ動こうかというときに、これは本部長が指示をしとるから行かなければいけないという、やっぱり背中を押すようなことにもつながっていくのかなということで大事なことだろうというふうに思っております。

今後、そういった発信の仕方については前向きに検討していきたいと思っておりますけれども、ただ、何といいましょうか、私への直接的な質問じゃありませんでしたけども、いろいろやり取りの中で、一言に情報といいますが、いろんな情報がやっぱりあるんだろうと思います。例えばお知らせとか、啓発レベルのそういった内容のものから今回の災害に関するような内容。これにつきましては先ほど総務課長も答弁いたしましたけれども、やっぱりそれぞれの対応のやり方がそれぞれによって異なっていくんじゃないかなというふうに思っています。特に災害とかのようなこういったケースにおいては、やっぱり所管をしておる課の職員の専門性であるとか経験値、そういったものがないと、ただ単純に見て、例えばのり面が崩壊した、大体どれぐらいの広さにわたってとか、そういうようなのは一切目視で確認できますけども、住民にそのことをどのような内容でどのように伝えるかということについては、これも一定精査をかけてきめ細やかな分析を行わないと、やっぱり住民のほうにお伝えする段階までには至りませんので、そこはやっぱり所管課のほうでまずは的確に詳細を現状把握をして確認をして、そして情報発信をする、いわゆるデータをまとめる。これは総務課のほうの情報管理係ではとてもできませんので。ただ、今課長のほうも申しあげましたけども、そのこのほうの伝える内容の精査とか様式をつくるとか、伝える内容をやっぱりきめ細かく分析をして取りまとめていく。そういった作業について、まず一義的に所管課のほうで行う。そして、それを今度は実際に機材を使って住民のほうへ発信をする段階においては、なかなか技術職員がそういったツールまでシステムまでを熟知してそういうスキルを身につけているかどうかというのは、これは身につけなければいけないんでしょうけども、なかなか追いつかない分もあると思いますので、そういう部分については、これ現行もそのように行っておりますけども、総務課の情報管理係の職員とここはタイアップ、連携をして、しっかり間違いのないように的確で迅速に住民の方々へ情報提供を行うと。こういうルーティンで今後ともやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

ただ、御指摘いただきましたように、伝える情報につきましては、ホームページをあくまでも軸として情報の一元化を図って、的確で迅速な今後とも情報発信に努めてまいり所存でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今回の災害への対応、私、冒頭に申し上げたとおり、本当によく頑張っていたなと。タイミング等もすばらしかったんじゃないかなと思います。あえてそういった情報発信のところに特化した質問させていただきましたけれども、今期もいよいよ秋に入りまして、いよいよ台風シーズンに突入します。秋雨前線の停滞で再び線状降水帯等が発生することも考えられます。

今回の8月豪雨災害、いま一度しっかり検証・総括していただきまして、次の災害にしっかりまた備えていただきたいなと思ひまして、そう願ひまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまより1時50分まで休憩に入ります。

13時39分休憩

.....

13時50分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号4番。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 日本共産党の入江政行です。本日は農業について、2つの課題から質問させていただきます。

まず初めに、宇美町におきまして降雨による災害が、道路の陥没、またのり面崩壊という災害が発生しております。不幸中の幸いと申しますか、人災についての報告はありませんので、これは今のところちょっと安堵しているところです。また、町職員の方の活動、また健闘に關しまして心から敬意を表します。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、質問の前に、今世界人口の1割に当たる8億1,100万人が飢餓状態にあると報告されています。これはアフガニスタンに見られるように紛争とか、御存じのように異常気象による作物の不作というのが要因になっているということを言われております。

初めの質問ですが、コロナ禍の農業・食料への影響ということでお話ししたいと思います。新型コロナウイルスの感染拡大は、農業・食料分野にも大きな影響を広げています。学校の一律休

校による給食の中止、外食店や観光業の営業停止、イベントの自粛などで出荷先を失った農産物の価格暴落が広がっています。また、外国人実習生に依存していた農産物の作付や収穫が断念に追い込まれる事態も起きていると言われております。

国民への食料供給は、国内生産、輸入、流通、小売等の各関係者の奮闘により、途切れることなく続けられています。国内の生産現場は、学校給食向けの食材、会食向けの高級食材等について需要を失ったと。生産基盤の脆弱化が懸念される所へ、コロナ禍により大きな打撃を受け、一部輸出国による穀物輸出規制の実施を踏まえ、改めて食料安全保障の重要性が認識され、国内生産基盤の一層の強化が求められると言われております。

感染拡大の影響は、品目、産地により異なるが、日本農業新聞の調査によりますと、肉用牛農家は全員が影響あると答え、8割以上が深刻な影響があると回答。酪農経営では96%、花卉では82%、園芸農家では76%が影響あると回答しています。和牛相場は、相次ぐ自由化や消費税増税などの影響で下落が明快でしたが、コロナ危機がそれを一気に加速させました。

新型コロナウイルスの感染の世界的な爆発は、食料自給率37%という我が国の異常な食の海外依存の危うさを改めて浮き彫りにしました。食料は必要なときに必要なだけ買える時代ではなくなっていく事実を日本にも突きつけました。

また、先日のニュースによりますと、牛が吐くげっぷ、これが温室効果ガスが非常に高く、将来的には肉牛をやめるといふところまでいっているそうです。これはついでにちょっと申し上げておきます。

初めの質問に移りますが、コロナ禍で飲食店の営業自粛などにより、米の需要の喪失で米の在庫が増大し行き場を失っております。そこで、宇美町の状況を分かる範囲で結構です、答えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。コロナ禍におけます宇美町のお米の動向という御質問でございます。確かに議員のおっしゃるとおり東北等のお米どころのところは米が結構余ってきているという話は聞いておるところでございます。

ただ、宇美町のほうでは、まず宇美町で生産されているお米につきましては、生産者がまず収穫をいたしまして、主にJA粕屋、粕屋農協が保有しております貯蔵施設に集められまして、販売店や飲食店のほうに供給がされているというところでございます。

御質問にありますコロナ禍におけるお米の需要についてでございますけれども、JA粕屋の令和2年9月、要は2年産のお米の関係ですね、まだ3年産は出ておりませんので、令和2年9月末のデータでお答えさせていただきますけれども、議員の懸念されてあります外出自粛や営業自粛による外食向けの業務用の米の販売量、これにつきましては、もともと令和2年度当初にJA粕屋

が立てておった計画よりも、やはり販売量は2割ほど減となっております。

しかしながら、在宅時間の増加に伴いまして、家庭で料理や食事をする機会が増えたいわゆる巣籠もり消費、この影響で業務用米の米以外の販売量は逆に3割から4割程度増えております、計画よりもですね。

そうしたことから、JA粕屋全体では当初計画よりも出荷のほうが2割強ほど多くなっているという状況になっております。

また、このような消費の動向が予測しにくい中でありましても、JA粕屋の方針として、生産者が生産したお米につきましては全量買取り、これを行っておりますので、JA粕屋管内の生産者につきましては、安定した水稻栽培を継続していくことが可能であるというふうになっておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今の回答で、宇美町におきましてはそういった影響はないということの報告ですね。分かりました。これ宇美町にはそういった影響がないということなんですけども、ほかの自治体なんかは、過剰米を自治体がい上げ、生活困窮者また学生、子ども食堂への食料支援を行っているということなんですけど、宇美町としては今のところ問題ないということなんですけど、こういったことについて取組についてお答えできればと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 町生産者の過剰米の買取りによる支援ではございませんが、昨年発足いたしました、「みんなの食堂～うみ手伝い隊」という団体がございます。そちらで政府の備蓄米、国の備蓄米を120キロ活用いたしまして、就学援助の御家庭や生活にお困りの方に食料支援の活動を行っております。

この団体は、本来は子ども食堂を実施して、世代間が交流しながら子どもたちの居場所をつくる活動を主とされております。残念ながらコロナ禍でまだ実現には至っておりませんが、子ども食堂の活動が始まれば、この備蓄米も活用されることと思われま。

町としましては、政府の備蓄米の申請の情報提供や学校や広報を通じましての食料提供日の周知、協力機関であります社会福祉協議会との調整など、団体の活動の後方支援を行っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。

それでは、国連は「家族農業の10年」、これ2019年から2028年と定めております。ここに問題があるんですけども、日本は食料の6割以上を外国依存しているわけです。コロナ危機を真剣に受け止め、宇美町においてこの家族農業の推進をやっていただければと思っております。

す。そのことについて考えを聞かせてください。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） まず、家族農業といいますのは、農業の経営から管理まで、大部分を1戸の家族で営んでいる農家のことをいうというところでございます。

数字で申し上げますが、たまたま2020年の農林業センサスの最新の結果がちょうど出たところでございますので、その数字を申し上げさせていただきますけども。日本国内の農業経営体数につきましては、約108万戸ございます。この108万戸に対しまして、家族経営体は104万戸でございます。したがって、全体の96%が家族経営体ということになっております。

そして、宇美町の場合はやはり零細農家が多うございますので、耕作農家数全体で223戸、今ございますが、ほぼすべての農家が家族経営体ということになっております。

なお、農林水産省としましては、家族農業経営につきまして、地域農業の担い手として非常に重要であると考えております、国のほうがですね。したがって、法律に基づいて家族農業経営の活性化を図ることとして、様々な施策が講じられておるところでございます。

当町の農業者数につきましては、全体的な流れであります高齢化、それから担い手不足で年々減少しておりますけども、第6次総合計画、宇美町の総合計画の中には農林業の振興のための施策の1つであります担い手の育成と農地の保全、これを推進するというところで掲げておりますので、数は少のうございますけども、農業の拡大を目指す農家や就農希望者からの相談に対しまして、国や県の制度で活用できるものがないか等、アドバイスを適切に今後も行っていって家族経営体を助けていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。次の質問に移らせていきます。

次は、種苗法改正は農業従事者に多大な影響があるということでちょっと質問させていただきます。

種苗法改正案が令和2年12月2日に成立し、令和3年4月1日から一部施行、自家増殖の許諾制については、令和4年4月1日から施行されます。

種苗法は、農作物の新しい品質を開発した人や企業に育成者権を認め、著作権と同じく権利を保護していると同時に、農業者が収穫物の一部を種苗として使う自家増殖については、育成者権が及ばない範囲で原則自由としてきました。

今回の改正により、農家の自家増殖を一律禁止するものです。禁止対象になる登録品種を農家が栽培する場合、種や苗を全て購入するか、一定の許諾料を払って自家増殖するかを強いられることになり、農家の負担が増えるということになります。

自家増殖とは、農家が収穫物の一部である種や苗を取り、次の栽培で再利用することでありま
す。種苗法が改正され、栽培した作物から種を取って再び栽培する自家採種が制限され、農家の
権利を奪い、農業を根底から切り捨てるものだとされておりま。

この改正によってもたらすのは、優良な種子を安価で提供する公的事業を縮小させ、企業の利
益のための私的品種開発の比重を移行することにあります。

国際社会は育成者権の強化を目的とした条約でも、農業者の自家増殖を認めています。食料や
農業の植物遺伝資源に関する国際条約や国連「農民の権利宣言」は、地域の伝統的な品種の保
存・利用や自家増殖は農民の権利と定めています。この種苗法改正は、国際社会から逆の流れと
なっております。日本の制度は逆行しております。

初めの質問に移りますが、農家での自家増殖が禁止、育成権者に対して許諾料が発生し、負担
が増え、農業離れが加速することになる。こういうことをどう考えるか。回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。種苗法という法律の改正ということで国レベルのお
話になりますので、この法の改正によって、宇美町もしくは福岡県内の農家の方にどのような影
響が出てくるのかなというところで調べましたので、その回答をさせていただきます。

まず、改正の背景でございますけども、ブドウのシャインマスカットなど国内で開発された優
良な品種が海外に流出し、他国で生産され第三国に輸出された例や日本への逆輸入の懸念など、
国内の農林水産業の発展に支障を来す事態が生じておりました。このような状況を踏まえまして、
品種登録された優良品種の海外流出防止などを目的としまして種苗法の改正が行われたものでご
ざいます。

次に、生産者が登録品種の収穫物の一部を翌年度の生産に用いる自家増殖についてございま
すが、法改正後は、育成者権者の許諾が、先ほど議員も言われましたように必要となってきます。

登録品種といいますのは、開発された新品種でございまして、この新品種を農林水産省に出願
し、審査を経て品種登録された新たな品種というものになります。主に国や県の試験研究機関で
開発された品種で、品種全体では1割程度ぐらいになるというふうに言われております。そのほ
かの品種につきましては、種苗の約9割ということになります。

この9割を占めます一般品種の自家増殖につきましては、これまでどおり許諾は必要ないとい
うふうになっておりますので、当然許諾料も必要なく栽培ができるということでございます。

御質問にあります自家増殖の禁止についてでございますけど、水稻栽培を主体としております
町内の農業者への影響を考えたとき、町内で栽培されます水稻の品種については、「元気つく
し」が福岡県育成の登録品種となっております。福岡県と許諾先でありますJAや組合員、会員と
の許諾契約がなされておまして、この中で県外に持ち出しはいけない、他者に譲渡してはな

らない旨の条件を付して自家増殖が認められています。種苗法改正後も手続の変更はないと聞いております。

また、種苗の販売価格には、既にこの許諾料相当がもともと含まれておりますので、今回種苗法改正されたことによって、何か新たに農家に負担が増えるとかいうことはないと聞いておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。ちょっと反論もあるんだけど、ここで今日は言いませんけど。

2問目の質問ですけど、世界は小規模農家による有機農業が急速に伸びています。その要因としては、学校給食の有機化が要因とされています。こういったもの、私も以前、小麦粉に農薬が混入しているということで質問したんですけど、この有機化を町内で進められないかということなんですが、回答をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 入江学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐（入江和美君） 学校給食の件でございますので、学校教育課のほうから回答いたします。

学校給食では、大量の食材が毎日必要になることから、安定的な供給がないと成り立たないという状況がございます。そのため、例えば有機野菜などの有機農産物のみの仕入れとした場合につきましても、価格面での心配や必要量が足りるのか、また安定供給が見込めるのかといった問題が考えられると思います。全てを有機野菜などの有機農産物で賄うことは現状では難しいと思いますが、少しでも取り入れられるよう検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ありがとうございます。

次に、3番目に種苗法改定により、その土地に合った作物育成の営みが壊され、その町の特産物が消滅する可能性が危惧されると考えられます。この件についてどう考えるか。お答えをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 国内の栽培地域の指定についての御質問ということでございますけども、在来種と品種登録がされたことがない品種、それから品種登録がされておったけども切れた品種といったものが一般品種となりますけども、これらについては自家増殖を含めた栽培が、先ほども言いましたけど可能ということでございますので、栽培する土地の条件に合わせた品種の選択というのは、大きく制限されることはないというふうに考えております。

品種登録の影響は当然ありますけども、限定的ではないかというふうに考えておきまして、消費者ニーズに合わせるために品種改良された種苗等については、品種登録がなされ制限されることもありますけども、正規の申請を行うことで選択の幅自体は広がってくるのではないかとこのように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。

次なんですけど、いろんな種苗法改正ちゅうのは意図的なものがあるんですけど、4番目に、多国籍出資企業による植物遺伝資源の囲い込みや種子開発競争が世界で激化し、農業者がその支配下に置かれ、生物多様性や食の安全、食料主権が脅かされる事態も起こっている。この件について、これが一番、種苗法改正の目的と聞いておりますが、この件についてどう考えるか。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 登録品種の海外への持ち出しを制限することで、国内開発された優良品種の海外流出防止、それから種苗の譲渡を含めた販売時には表示義務や制限を行うことで、国内の種苗の品質や安全性が確保される。これが食の安全や農業者を守ることにつながるというふうには考えています。

この種苗法改正に伴いまして、国、県、種苗メーカー等の取組がいろいろ出されております。国のほうは、多国籍出資企業に支配されるという心配は全くありませんというふうに言っておりますけども、今から始まることをごさいますので、全くというのがちょっと我々としても少し引かかる部分がございますので、今後、その辺改正後どういうふうに進んでいくのかというのは、やはり町としては注視をしていかなければいけないというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 分かりました。

5番目に、種を制するものは世界を制すると言われております。種苗法改定は、農業者だけでなく、消費者、国民にも影響します。このことをどう考えるか。

それと、その前に、ある有名人2人のコメントをちょっと紹介しておきます。1つは、俳優の柴咲コウさんは、この種苗法改正について、このままでは日本の農家さんが窮地に立たされてしまいますとコメントされています。また、歌手の加藤登紀子さんも、自国の農民の採種権利の一部を奪う法改定と発信されております。今の回答をよろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 工藤課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 一部先ほどの説明の繰り返しになりますけど、種苗法の改正後におきましても、従来種や一般品種の取扱いについては従来どおりと推測されますが、今後の品種登録に伴う生産者の自家増殖の問題や栽培地の制限、今まさに心配されているところですね、こ

れらによりまして費用負担が増えるという影響で、農作物への価格転嫁や品質が確保された食の安全性等で消費者への影響も当然懸念されてくるというふうには我々も考えています。

そういうことから、やはり先ほどの答弁と同じになりますけども、その辺も含めたところで、種苗メーカーの動向等につきましては、今後またよく見ていかないといけないのかなというふう
に考えておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼、お疲れさまでした。

14時15分散会
